

平成 31 年用（平成 31 年 1 月～平成 31 年 12 月入所）

【認可】

保育施設利用申込みのご案内

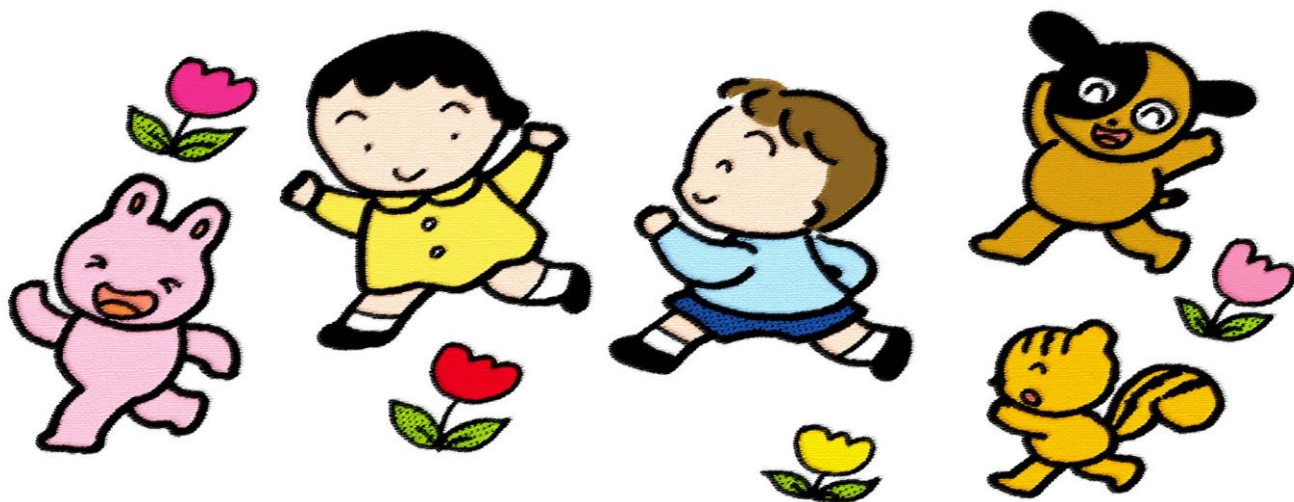
第1版

- ◎新たに認可保育施設を利用したい保護者の方へ
- ◎利用している認可保育施設を変更したい保護者の方へ

本書には、墨田区の認可保育施設を利用するために必要な手続き等が書かれています。利用申込みをする前に必ずお読みください。

また、本書には、区立認可保育施設における民間活力の導入により、増加・多様化する保育ニーズへの的確な対応と継続的・安定的な保育サービスの提供を目的とした「墨田区保育所等整備計画」の概要も記載（P10～12）していますので、併せてお読みください。

平成 31 年以降の元号について、便宜上平成を使用しています。



墨田区福祉事務所 子ども施設課入園係

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20（区役所 4 階）

TEL 03-5608-6152（直通） FAX 03-5608-6404

墨田区ホームページ：<http://www.city.sumida.lg.jp/>

保育園・認定こども園・家庭的保育者（保育ママ）・小規模保育所・認証保育所の情報や、入園・在園の手続き、子ども・子育て支援制度、子育て施設のご案内、申請書ダウンロードサービスを紹介しています。 トップページ⇒ 子育て・教育⇒ 子育て応援サイト⇒ 知りたい情報をクリック！



つながる
墨田区



1. 申込みできる認可保育施設、クラス年齢	2
(1) 申込みできる認可保育施設	2
(2) 申込みができる方	2
(3) 各認可保育施設対象年齢（クラス年齢）	3
(4) 平成31年度（平成31年4月入所）クラス年齢	3
2. 保育の必要性の認定について	3
(1) 認定の内容	3
(2) 保育が必要な事由	4
(3) 保育の必要量	4
(4) 申請方法	4
(5) 支給認定証の発行	4
3. 申込みから入所までの流れ	5
4. 入所（転所）の申込みについて	6
(1) 申込場所	6
(2) 申込締切日	6
(3) 申込みの時に必要な書類	7
5. マイナンバー（個人番号）の提供について	9
6. 育児休業取得中の方へ	9
(1) 育児休業取得中の方の申込みに係る注意事項	9
(2) 育児休業を取得していた方が復職する場合の注意事項	9
7. 申込み後変更があった場合	9
8. 認可保育園	10
(1) 認可保育園とは	10
(2) 区内認可保育園・幼保連携型認定こども園一覧	10
9. 認定こども園	13
(1) 認定こども園とは	13
(2) 区内認定こども園一覧	13
10. 小規模保育所	14
(1) 小規模保育所とは	14
(2) 区内小規模保育所一覧	14
11. 家庭的保育者（保育ママ）	15
(1) 家庭的保育者（保育ママ）事業とは	15
(2) 家庭的保育者（保育ママ）一覧	16
12. 墨田区利用調整基準（選考基準）	17
(1) 基準指数	17
(2) 調整指数	18
(3) 優先順位	19
13. よくあるご質問	19
14. 内定や入園の辞退	21
15. 認可保育施設を利用できる期間	21
16. 保育料（利用者負担額）	21
(1) 保育料の決定と支払について	21
(2) 保育料の決定と支払に必要な書類	22
(3) みなし寡婦控除について	22
(4) 保育料（利用者負担額）徴収基準額表	23
17. 公立・公設民営認可保育園の延長保育	25
18. 区外の認可保育施設を希望する場合	25
19. 区外にお住まいの方が認可保育施設を希望する場合	25
20. 子育てに関する問合せ先	26
21. その他の保育サービスのご案内	26
(1) 認証保育所	26
(2) 定期利用保育	27
(3) 認可外保育施設	27
(4) 病児・病後児保育	27

1. 申込みできる認可保育施設、クラス年齢

(1) 申込みできる認可保育施設

名称	内容	参照
認可保育園	国が定めた設置基準（施設の内容や人員の配置など）に基づき、都知事に認可された施設です。保育料（利用者負担額）は、公立・私立・公設民営いずれも同額です。	P10 ～11
認定こども園	保育所と幼稚園両方の利点を生かし、就学前の保育・教育を一体的に提供する施設です。	P13
小規模保育所	子ども・子育て支援に関する制度に基づき、墨田区独自の基準により認可される地域型保育所です。6人～19人の定員で、2歳クラスまでのお子様が対象になります。	P14
家庭的保育者 （保育ママ）	区が認可した保育ママが、保育ママの自宅等で保育する制度です。家庭的な雰囲気の中できめ細かな保育を実施します。5人以下の定員で、2歳クラスまでのお子様が対象になります。	P15 ～16

(2) 申込みができる方

保護者が以下の状況で、ご家庭でお子様を保育することができない場合に、利用申込みができます。

- 仕事をしている場合（月48時間以上の就労）
- 妊娠をしているか、出産をする場合
- 病気、負傷又は心身に障害がある場合
- 同居又は長期入院等している親族の介護、看護をしている場合
- 災害の復旧活動をしている場合
- 求職活動をしている場合
- 大学、専門学校、職業訓練校などに通学している場合
- 児童虐待のおそれがある又は配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められる場合
- その他、保護者が明らかに保育をできないと認められる場合

※ 墨田区で利用申込みができるのは、原則的に墨田区に住民登録をしている方（東日本大震災に係る災害救助法適用地域から墨田区への避難者等を含む）です。

区外に転居されたときは申込みが無効になりますので、必要な方は新住所地で改めて申込みをしてください。

申込み時点で墨田区に住民登録がない方も、墨田区に転入予定または墨田区に勤務地がある方は申込みができる場合があります。詳しくは、P25「19.区外にお住まいの方が認可保育施設を希望する場合」を参照してください。

※ 各認可保育施設の募集定員を超えた申込みがあった場合、すぐには入所できないことがあります。

(3) 各認可保育施設対象年齢（クラス年齢）

名称	対象年齢（クラス年齢）						基本開所時間	延長保育
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
認可保育園	○	○	○	○	○	○	午前7時15分～ 午後6時15分	一部有り
家庭的保育者 （保育ママ）	○	○	○	×	×	×	午前8時30分～ 午後5時 のうち8時間	一部有り
小規模保育所	○	○	○	×	×	×	午前7時15分～ 午後6時15分	一部有り

※ 0歳クラスの受入れ可能月齢は、各保育施設によって異なります。

※ 一部の認可保育園には0歳クラスがありません。

※ 横川さくら保育園、横川さくら保育園分園には3～5歳クラスがありません。

※ わらべみどり保育園向島分園には4～5歳クラスがありません。

※ じょうえん曳舟保育園は0～2歳クラスがありません。

※ 認定こども園についてはP13「9.認定こども園」を参照してください。

(4) 平成31年度（平成31年4月入所）クラス年齢

4月1日時点の年齢で決定します。年の途中で誕生日を過ぎてもクラス年齢は変わりません。

クラス年齢	生 年 月 日
0歳	平成30年（2018年）4月2日以降
1歳	平成29年（2017年）4月2日～平成30年（2018年）4月1日
2歳	平成28年（2016年）4月2日～平成29年（2017年）4月1日
3歳	平成27年（2015年）4月2日～平成28年（2016年）4月1日
4歳	平成26年（2014年）4月2日～平成27年（2015年）4月1日
5歳	平成25年（2013年）4月2日～平成26年（2014年）4月1日

2. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援に関する制度では、認可保育園、認定こども園、小規模保育所、家庭的保育者（保育ママ）、幼稚園を利用される保護者の方に「保育の必要性の認定（以下、「認定」と表記）」を申請していただく必要があります。

(1) 認定の内容

認定区分	対象		利用できる主な施設
	児童年齢	保育	
1号認定	満3歳以上	教育を希望される場合	幼稚園、 認定こども園
2号認定	満3歳以上	保育が必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合	認可保育園、 認定こども園
3号認定	満3歳未満	保育が必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合	認可保育園、保育ママ、 小規模保育所、 認定こども園

※認定は、保育の必要性の有無を判定するもので、施設への入所をお約束するものではありません。

(2) 保育が必要な事由

2号認定、3号認定を受けるには、保護者のいずれもが、下記のいずれかに該当する必要があります。

- | | | |
|--|---------|------------|
| ◇就労（月48時間以上の就労） | ◇妊娠、出産 | ◇病気、負傷又は障害 |
| ◇同居又は長期入院等している親族の介護、看護 | ◇災害復旧活動 | |
| ◇求職活動 | ◇就学 | |
| ◇児童虐待のおそれがある又は配偶者からの暴力により保育を行うことが困難である | | |
| ◇育児休業中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要 | | |
| ◇その他、上記に類する状態として区長が認める場合 | | |

(3) 保育の必要量

2号認定、3号認定を受ける場合、保育の必要量に応じて「標準時間保育」「短時間保育」の利用区分に分けられます。

保育必要量の区分	保育時間
標準時間保育	午前7時15分～午後6時15分まで（1日最長11時間利用可能）
短時間保育	午前9時～午後5時まで（1日最長8時間利用可能） ※家庭的保育者（保育ママ）は短時間保育のみとなります。また、午前8時30分～午後4時30分までの保育時間も選択できます。

保育の必要量は、保育が必要な事由に応じてそれぞれの家庭の実態で設定されます。

保育が必要な事由	保育必要量の区分
就労/妊娠・出産/ 疾病・障害/介護・看護 /災害復旧/就学/ 虐待・DV	標準時間保育（最長11時間）または短時間保育（最長8時間） ※就労の場合、保護者のうち就労時間（勤務の拘束時間＋通勤時間）が短い方で認定します。就労時間が月120時間以上の場合には標準時間保育に該当し、月48時間以上120時間未満の場合には短時間保育に該当します。
求職活動/育児休業（保育利用中の子どもの継続利用）	短時間保育（最長8時間）

(4) 申請方法

- ・認可保育施設の入所申込みの際、支給認定申請書（P7参照）により申請していただきます。

(5) 支給認定証の発行

- ・認定された方には「支給認定証」（以下、認定証）を発行します。
- ・保育施設の4月入所申込みの場合、認定の審査に時間を要するため、認定証は2月上旬以降にまとめて送付する予定です。
- ・5月入所以降の申込みについては、利用調整（選考）の結果と同時期に認定証を送付する予定です。

3. 申込みから入所までの流れ

入所の申込み

入所を希望する月の締切日(P6 参照)までに、申込書類を提出してください。
認可保育施設入所申込みと同時に、保育の必要性の認定申請をしていただきます。(支給認定申請書)を提出していただきます)

書類審査・調査

提出された書類により、審査を行います。
必要に応じて職場やご自宅にお電話する場合があります。

保育の必要性の認定

保育必要性の有無、認定区分、保育必要量等を判定し、認定します。

利用調整(選考)会議(毎月15日ごろ)
P17~19の利用調整基準に従い、指数の高い世帯から利用調整を行います。

内定しなかった場合

内定した場合

入所内定

内定者には電話で連絡します。
(4月入所(一次)のみ2月上旬頃文書で通知します)
※電話でのお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。

面接・健康診断

- 面接日時は保育施設から直接連絡があります。
- 内定した入所日(毎月1日)の前日までに面接ができないときや、面接で集団保育可能と認められないときは、内定が取り消されます。
- 内定後、速やかに「保育料の決定に必要な書類」と「口座振替依頼書」をご提出ください。(詳しくはP21・22参照)

入所決定



入所できなかった場合

利用調整(選考)の結果、入所できなかった方へは、入所希望月(希望する最初の月)のみ保育所入所保留通知書を送付します。

(4月入所(一次)の結果は、内定の有無にかかわらず2月上旬頃通知します。)

- 申込書は12月入所分まで有効です。
- 入所希望月の翌月以降に希望保育施設に募集がでた場合も、利用調整(選考)会議にかけられます。
- 結果は、内定者のみ電話で連絡します。

希望施設の変更

募集数は、毎月上旬~申込締切日まで区のホームページで公開されます。

希望施設を変更したい場合は、各月の締切日までに、「希望認可保育施設(希望園)変更届」を子ども施設課入園係にご提出していただくか、墨田区公式ホームページから電子申請(※事前登録が必要です。)をしてください。
※電話による希望施設の追加・変更はできません。

4. 入所（転所）の申込みについて

(1) 申込場所

- 子ども施設課入園係（区役所 4 階）：平日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
（水曜日は午後 7 時まで）

- 郵送での申込み：特定記録郵便または簡易書留で各入所月の締切日 7 日前（土曜・日曜・休日の場合は、その前の開庁日）までに子ども施設課入園係に届くように送付してください。（消印有効）

※ 区外にお住まいの方は、墨田区に直接申込むことはできませんので、お住まいの区市町村で申込みをしてください。

※ 必要書類（P7～9 参照）は事前に確認し、全てそろえてからお申込みください。

(2) 申込締切日

入所は毎月 1 日からとなります。月の途中からの入所・転所はできません。

入所月	締切日	郵送締切日	入所月	締切日	郵送締切日	入所月	締切日	郵送締切日
1 月	12月10日(月)	12月3日(月)	5 月	4月10日(水)	4月3日(水)	9 月	8月 9日(金)	8月2日(金)
2 月	12月10日(月)	12月3日(月)	6 月	5月10日(金)	5月2日(木)	10 月	9月10日(火)	9月3日(火)
3 月	12月10日(月)	12月3日(月)	7 月	6月10日(月)	6月3日(月)	11 月	10月10日(木)	10月3日(木)
4 月	12月10日(月) (一次) 2月22日(金) (二次)	12月3日(月) (一次) 2月15日(金) (二次)	8 月	7月10日(水)	7月3日(水)	12 月	11月 8日(金)	11月 1日(金)

平成 31 年 4 月入所の申込み期間は、平成 30 年 11 月 20 日（火）～12 月 10 日（月）です。

■注意事項■

- 4 月の転所を希望した場合、内定を辞退しても転所前の認可保育施設に戻ることはできません。内定した時点で、転所前の保育施設には、別の希望者が内定します。十分ご検討のうえ、お申込みください。
- 転所の申込みは、入所申込みと同じ手続きが必要となります。なお、申込みができるのは、施設に通い始めてからとなります。
- 申込みを保留・取り下げるときは、すみやかにご連絡ください。
- 区外にお住まいの方で、保護者が墨田区在勤者の場合、0～2 歳児クラスは平成 31 年 1・2 月および 10～12 月入所のみ申込みができます。詳しくは、P25「19.区外にお住まいの方が認可保育施設を希望する場合」をご確認ください。
- 出生前に申込むことはできません。お子様がお生まれになってから、お申込みください。
- 年度途中に開設される新園については、申込締切日が異なる場合があります。この場合はホームページや区報でお知らせします。
- 平成 30 年 12 月 4 日以降に生まれたお子様は 4 月入所（一次）の申込み締切日が異なります。
- 平成 30 年 12 月 4 日以降に生まれたお子様は、4 月入所（一次）の申込みを郵送ではできません。直接子ども施設課入園係の窓口に必要な書類を提出してください。

お子様の生年月日	締切日	申込みできる園（0 歳クラス）
平成 30 年 4 月 2 日から 平成 30 年 12 月 3 日まで	平成 30 年 12 月 10 日（月）	- 満 6 か月以上受入可能園（平成 30 年 10 月 1 日までにお生まれの方に限る） - 満 4 か月以上受入可能園（平成 30 年 12 月 1 日までにお生まれの方に限る） - 満 3 か月以上受入可能園 ・ 生後 57 日以上受入可能園 - 生後 43 日以上受入可能園（家庭的保育者（保育ママ）含む）
平成 30 年 12 月 4 日から 平成 31 年 1 月 7 日まで	平成 31 年 1 月 11 日（金）	- 満 3 か月以上受入可能園（平成 31 年 1 月 1 日までにお生まれの方に限る） - 生後 57 日以上受入可能園 - 生後 43 日以上受入可能園（家庭的保育者（保育ママ）含む）
平成 31 年 1 月 8 日から 平成 31 年 2 月 4 日まで	平成 31 年 2 月 5 日（火）	- 生後 57 日以上受入可能園 - 生後 43 日以上受入可能園（家庭的保育者（保育ママ）含む）
平成 31 年 2 月 5 日から 平成 31 年 2 月 18 日まで	平成 31 年 2 月 19 日（火）	生後 43 日以上受入可能園（家庭的保育者（保育ママ）は除く）

※ 平成 31 年 2 月 19 日以降に生まれるお子様は、平成 31 年 4 月入園の申込みはできません。

(3) 申込みの時に必要な書類 ※控えが必要な場合は、提出前にコピーをおとりください。受付印が必要な場合は、控えのコピーに押印致します。

必要書類は全てそろえてからお申込みください。

必ず必要な書類	
① 支給認定申請書[◎]	
② 保育施設（入所・転所）申込書[◎]	
③ マイナンバー（個人番号）提供に係る確認書類（P9 参照）	
④ お子様の状況について[◎]	
⑤ 重要事項確認書兼同意書[◎] ※すべての項目を確認・同意いただき署名してください。	
⑥ 1 月から 3 月までの保育施設入所希望確認書[◎]（4 月二次申込み以降は提出不要です。）	
※4 月一次の申込みをする場合は、1 月～3 月の入園を希望しない方も必ずご提出いただきます。	

保育の必要性が確認できる書類※父母ともに証明書類が必要です。		
保護者の状況		必要書類
就労	外勤 ※出産休暇中・育児休業中の方を含みます。	在職証明書[◎]※雇用主または事業主が記入してください。
	自営・内職 ※本人、配偶者、父母、祖父母、兄弟姉妹が経営する会社に勤めている場合は会社の規模に関わらず自営として扱います。	就労状況申告書[◎]＋「自営」の方は会社の運営が確認できる書類（例）開業届、営業許可書、事務所等の賃貸借契約書、仕入れ伝票、パンフレットやホームページ等 ※締切日までに会社の運営を確認できる書類が到着しない場合は、 <u>内職と同等の扱いとなります。</u>
出産・妊娠		親子健康手帳（母子健康手帳）のコピー※出産予定日が分かる部分
疾病・負傷		病状内容確認書[◎] ※医師が記載した診断書（原本）で、「保育不可である旨」と「診療期間」が明記されたものでも可
障害		障害者手帳等のコピー（等級が分かる部分）[☆]
介護・看護		介護状況申告書[◎] [☆]＋ 介護・看護を受ける方の状況確認書類[☆] （例）要介護認定証、障害者手帳のコピー、診断書
求職活動（内定あり）		在職証明書[◎]※雇用主または事業主が記入してください。
就学・職業訓練		在学証明書[◎]
不存在	離婚、未婚、死亡、拘禁等	戸籍謄本、児童扶養手当受給証、児童育成手当受給証、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証、離婚届受理証明書など
	別居中かつ離婚調停中等	調定期日通知書など
災害復旧		事由に該当することを証明する書類 （公的機関から発行された書類）
虐待・DV		

※[◎]は、墨田区指定の用紙です。区のホームページからダウンロードできます。

※[☆]は、保育の必要性が他項目であっても該当する場合は提出してください。（就労している保護者が 1～3 級の障害を有している、介護を行うため就労時間が週 40 時間未満に制限されている場合など）

※「別居中かつ離婚調停中等」は、離婚を前提とした別居中で離婚調停中または離婚調停はしていないが弁護士を介して離婚の話し中（離婚協議中）の場合に適用されます。但し、調停期日通知書または弁護士の証明書が必要です。（調整指数については、いずれの場合も「ひとり親家庭等に準ずる」となります）

※締切日までに保育の必要性が確認できる書類が到着しない場合は、求職中（内定なし）と同等の扱いとなります。

状況に応じて必要な書類		
状況		必要書類
児童関係	認可外保育室等に月極契約で月48時間以上預けている場合	保育施設受託証明書[◎] ただし、認可外保育室等との契約書（保育施設受託証明書と同じ内容が記載されているもの）でも可 <u>※認証保育所を利用して助成金の申請をしている場合も保育施設受託証明書の提出は必要です。</u>
	申込児童が持病をお持ちの場合 申込児童に障害がある場合	病状内容確認書[◎] ただし、医師が記載した診断書（原本）で、「集団保育が可能であること」が明記されたものでも可 ☆児童が障害者手帳等をお持ちの場合は手帳のコピー（特例として、手帳は未交付だが同程度の障害を有する旨を医師から診断されている場合はそれを証明する書類。障害〇級程度等の記載が必要）
保護者関係	里親を受託している場合	里親の受託を証明する書類
	保護者が保育士として、月120時間以上勤務している場合	保育士証のコピー
	保護者が保育教諭として、月120時間以上勤務している場合	保育士証または幼稚園教諭免許状のコピー
	保護者が放課後児童支援員として、月120時間以上勤務している場合	放課後児童支援員認定資格研修修了証のコピー
	直近3か月以内に、主たる稼働者が解雇、倒産等の理由により離職し、現在、求職活動を行っている場合（自己都合による退職は除く）	雇用保険の離職票や、廃業届など（解雇、倒産が確認できる書類）
	生活保護を受給している場合	生活保護受給証明書
	平成30年1月1日現在、日本国外に居住していた場合	平成29年分収入申告書[◎] ※会社発行の給与明細書など、国外での収入・控除が分かる書類を添付 ※平成29年の平均レートで日本円に換算して記入
同居者・近隣監護者関係	平成30年度住民税の申告が未申告の場合	平成30年度「住民税課税（非課税）証明書」原本（H30.1.1現在住民登録があった区市町村で平成30年度の税申告をした後提出）
	親族その他の者（19歳～64歳の者）と同居しているが当該親族等が申込児童を保育できない場合 ※H31.4.1時点の年齢	同居親族等の在職証明書、就労状況申告書、病状内容確認書、診断書（原本）、在学を証明する書類など
	ひとり親家庭等 親族その他の者（19歳～64歳の者）が直線距離100m以内の近隣に居住している（同居含む）が、それらの者が保育できない場合 ※H31.4.1時点の年齢	該当者（同居または近隣に住む親族等）の在職証明書、就労状況申告書、診断書など
	同居親族（保護者含む）が、身体障害者手帳、愛の手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳を交付されている、または要介護の認定を受けている場合（申込児童を除く）	同居親族の障害者手帳のコピーまたは要介護認定証のコピー

- ※ 同居とは、「生活を共にしている」または「住民票が同一世帯」の場合を指します。
- ※ 「ひとり親家庭」とは墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第2条に規定する家庭を指します。
- ※ それぞれの証明書類が提出されていない場合は、調整指数の加点がされません。
- ※ 在園児がいる場合等ですでに提出していても、直近の状況確認のために再度提出が必要です。
- ※ 証明書類は締切日（P6参照）から3か月以内の証明日が明記されているものを提出してください。
- ※ 必要に応じて追加書類を提出していただく場合があります。
- ※ 一度提出された書類は、原則としてお返しできません。
- ※ 平成30年1月1日現在、墨田区に住民票が無い方または墨田区に住民登録はあるが、他自治体で課税されている方について、マイナンバー制度による情報連携の開始により課税証明書は原則提出不要となりました。なお、何らかの事情で情報連携ができない方及び情報連携を行うことを拒否する方等は従前どおり課税証明書をご提出していただく場合があります。

5. マイナンバー（個人番号）の提供について

保育施設の利用申込み及び支給認定申請をされる際には、保護者（父母）、申込みに係るお子様の個人番号を提供していただく必要があります。

また、提供の際には個人番号を単にお知らせいただくだけでなく、個人番号確認及び本人確認が必要となります。

申込書類と一緒に、次の書類の現物をご用意ください。申込み受付時に内容を確認させていただき、その場で返却いたします。郵送での申込みの場合は、コピーを添付してください。代理人（同一世帯以外の配偶者含む）による申込みの場合は、委任状と代理人の本人確認書類も必要です。

確認書類種別	提供必要者	確認書類	
「個人番号確認書類」	保護者(父母)及び 申込児童	個人番号記載の公的書類(以下から 1 つ) ・個人番号カード・通知カード・個人番号が記載された住民票の写し等	
「本人確認書類」 ※「個人番号カード」を持参（提示）された場合は、本人確認書類は不要です。	申込みに来る人 (代理人含む)	写真付身分証明書 の場合は右記から 1 つ	・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳等 ・官公署発行の写真付身分証明書
		写真無身分証明書 の場合は右記から 2 つ	□健康保険被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証、特別児童扶養手当証 □国税、地方税、社会保険料又は公共料金の領収書、納税証明書 □印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可）、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳 □源泉徴収票

6. 育児休業取得中の方へ

(1) 育児休業取得中の方の申込みに係る注意事項

在職証明書の育児休業取得期間については、申込み時点での予定を記入してください。4 月入所希望の場合は、育児休業の期間を 3 月 31 日までに定める必要はありません。また、育児休業取得期間の始期と終期の両方が在職証明書に記入されていないと利用調整基準において育児休業加算の対象になりません。

(2) 育児休業を取得していた方が復職する場合の注意事項

新規入所申込みで、育児休業対象児童を含むお子様が内定した場合、下記のとおり復職が必要です。

入所月の翌月 1 日までに育児休業前と同じ条件で育児休業を取得していた勤務先に復職してください。入所後、復職証明書を入所月の翌月中（提出期限については内定後お知らせします。）にご提出ください。復職できない場合や復職証明書の提出がない場合は、内定取消または退所になります。

(例)・A 社で週 5 日、週 40 時間以上で勤務し、育児休業取得。

→A 社とは育児休業前と同じ契約条件は継続するが、A 社が制度として認めている「勤務時間」短縮を利用して復職する。

⇒復職に該当します。※但し、「勤務日数」の短縮は認めていないため、復職に該当しません。

・A 社で週 5 日、週 40 時間以上で勤務し、育児休業取得。

→A 社で復職せず退職し、B 社に転職し週 5 日、週 40 時間以上で勤務。

⇒勤務条件は同じですが、復職とはみなしません。

7. 申込み後変更があった場合

追加資料が必要になる場合がありますので、子ども施設課入園係（電話 03-5608-6152）までご連絡ください。

(例)・引越し等住所の変更（墨田区外に転出した場合は申込みが無効になります。）

- ・勤務日数や勤務時間数の変更・勤務先の変更（転職）・就労開始・退職・育児休業を延長した
- ・希望施設の変更（希望園変更届の提出が必要です。電話による希望施設の変更は不可）

⇒変更内容は、いずれも、各月の締切日までに子ども施設課入園係に到着した書類が反映されます。

8. 認可保育園

(1) 認可保育園とは

児童福祉法に基づく設置基準を満たした児童福祉施設です。区が設置・運営する区立保育園と、区の施設を民間事業者などが運営する公設民営保育園、社会福祉法人など民間事業者が設置・運営する私立保育園があります。

認可保育園の利用に際しては、保育の必要性の「2号認定」又は「3号認定」を受けている必要があります。

- 休 園 日■ 日曜日・祝日・年末年始 ■開 園 時 間■ 午前7時15分～午後6時15分
 ■保 育 時 間■ 内定後の面接で、保育の必要性の認定区分「標準時間保育」又は「短時間保育」を基に、保護者の就労時間・通勤時間等を考慮して決まります。（P4「(3) 保育の必要量」をご参照ください。）また、ならし保育については、入園後お子様が保育園に慣れるまで、短い保育時間からはじめて、段階的に通常の保育時間にしていきます。ご協力をお願いします。

(2) 区内認可保育園・幼保連携型認定こども園一覧

平成30年11月1日現在

※ 延長保育 ○⇒午後7時15分まで ◎⇒午後8時15分まで △⇒午後9時15分まで □⇒午後10時15分まで
 ▲⇒午前6時15分から・午後9時15分まで ×⇒延長保育なし（午後6時15分まで）

	保育園名及び地図番号		今後の運営 形態等 (P12 参照)	0歳保育 受入可能月齢	延長保育 注釈参照	認可定員		所在地	電話
						3歳未満	3歳以上		
公 立	1	江東橋保育園		生後57日以上	○	57	83	緑 4-35-9	3631-2411
	2	江東橋保育園分園		×	○	14	7	亀沢 3-12-5	3623-0152
	3	横川橋保育園		満6か月以上	○	44	72	太平 1-27-13	3622-3323
	4	中川保育園		満6か月以上	×	42	70	東墨田 2-1-15	3612-2968
	5	花園保育園		×	○	44	75	東向島 3-16-2	3614-5430
	6	福神橋保育園		×	×	17	56	文花 1-30-21-101	3611-7721
	7	文花保育園	イ	×	×	33	74	文花 1-24-5	3611-6068
	8	たちばな認定こども園	P13「9. 認定こども園」を参照してください。						
	9	すみだ保育園	ア	×	×	22	65	墨田 4-22-4-101	3619-5844
	10	八広認定こども園	P13「9. 認定こども園」を参照してください。						
	11	東駒形保育園		×	○	20	47	東駒形 1-6-8	3625-8672
	12	東あずま保育園		満6か月以上	○	42	76	立花 1-27-6-101	3613-2868
	13	おむらい保育園		満6か月以上	○	44	72	文花 1-32-1-103	3613-5391
	14	太平保育園		×	○	28	61	太平 1-13-10	3626-0776
	15	鐘ヶ淵北保育園		生後57日以上	×	45	72	堤通 2-8-15-109	3619-8531
	16	梅若保育園	イ	生後57日以上	○	42	72	墨田 2-38-13	3611-6571
	17	立川保育園		×	○	29	62	立川 1-5-2	3633-6960
	18	中川南保育園		満6か月以上	×	42	72	立花 6-8-2-106	3616-4141
	19	長浦保育園	平成31年4月指定管理者制度を導入（「公設民営」欄を参照してください。）						
	20	寺島保育園		×	×	34	60	東向島 1-23-10	3614-0311
	21	水神保育園	ア	×	×	30	60	堤通 2-6-9-103	3616-1970
	22	しらひげ保育園		満6か月以上	×	41	64	堤通 2-5-5-101	3611-1580
公 設 民 営	23	あおやぎ保育園	イ	生後57日以上	□	54	70	東向島 4-37-17	3614-6789
	24	横川さくら保育園	ウ	生後57日以上	◎	51	0	横川 5-9-1	5608-4525
	25	横川さくら保育園分園	ウ	×	◎	30	0	立花 1-23-5-206	3612-5525
	26	ひきふね保育園	イ	満6か月以上	◎	51	60	八広 1-1-18	3610-0263
	27	押上保育園	ウ	生後57日以上	□	41	60	押上 2-10-17	3623-6030
	28	さんし保育園	ウ	×	△	33	76	江東橋 4-30-2-301	3635-1001
	29	亀沢保育園	ウ	満6か月以上	◎	50	66	亀沢 1-27-5	3624-7781
	19	長浦保育園	ウ	生後57日以上	◎	47	72	八広 5-10-1-105	3616-7227

- ・ 東あずま保育園は、東京都による現園舎の耐震補強工事のため、平成29年3月から仮園舎（立花2-32-12 東あずま公園内）において保育を行っています。工事の終了時期は現時点で未定ですが、5年程度は仮園舎において保育を行う予定です。
- ・ 江東橋保育園分園は1歳～3歳クラスまでの園です。土曜日は、本園で保育します。4歳クラスからは、江東橋保育園に通います。なお、江東橋保育園分園では障害があるお子様はお預かりできません。ご了承ください。
- ・ 横川さくら保育園は0歳～2歳クラス、横川さくら保育園分園は1歳・2歳クラスのための保育園です。3歳クラスからも保育を希望する場合は、他の保育園に転園申込することになります。その際必ずしも希望園に転園できるとは限りません。また、横川さくら保育園分園では、障害があるお子様はお預かりできません。ご了承ください。

	保育園名及び地図番号		0歳保育 受入可能月齢	延長保育 注釈参照	認可定員		所在地	電話
					3歳未満	3歳以上		
私立	30	墨田みどり保育園	満8か月以上	○	39	60	亀沢 3-7-11	3624-4508
	31	墨田みどり保育園分園	満8か月以上	○	39	60	亀沢 3-6-1	6240-4917
	32	ほがらか保育園	満6か月以上	◎	28	42	墨田 4-30-14	3611-7685
	33	光の園保育学校	×	◎	48	84	東駒形 4-6-2	3622-8867
		光の園保育学校（外手分園）	生後43日以上	◎	18	0	本所 2-1-16	3621-1461
	34	厚生館保育園	生後43日以上	○	43	57	立花 5-21-3	3613-1931
	35	幼保連携型認定こども園共愛館保育園 認定こども園（P13「9. 認定こども園」を参照してください。）						
	36	菊川保育園	満3か月以上	◎	48	72	江東橋 5-3-3	3633-1888
	37	興望館保育園	生後43日以上	○	74	86	京島 1-11-6	3611-1880
	38	さゆり保育園	満4か月以上	○	35	45	東向島 6-7-8	3611-1912
	39	木ノ下保育園	満6か月以上	○	18	42	墨田 4-60-13	3612-5458
	40	杉の子学園保育所	満4か月以上	◎	47	63	東向島 2-13-6	3619-4153
	41	ナースリー保育園	生後43日以上	○	30	31	東向島 6-15-5	3613-3470
	42	育正保育園	生後43日以上	▲	40	50	東駒形 1-3-15	5819-4533
	43	こひつじ保育園	生後57日以上	□	37	63	緑 2-23-3	5600-1211
	44	わらべみどり保育園	生後57日以上	◎	41	57	緑 3-12-2	5638-1551
	45	わらべみどり保育園向島分園	生後57日以上	◎	24	18	向島 4-2-14	3625-1131
	46	本所たから保育園	×	◎	21	54	東駒形 4-4-7	5610-3737
	47	すみだ中和こころ保育園	生後57日以上	◎	27	33	菊川 1-18-5	6666-9449
	48	両国・なかよし保育園	生後57日以上	◎	49	69	両国 1-10-7	5638-5835
	49	小梅保育園	生後57日以上	◎	21	39	向島 3-42-1	3829-3663
	50	すみだ川のほとりに笑顔咲くほいくえん	生後57日以上	□	29	36	立川 2-12-16	6666-9446
	51	まなびの森保育園錦糸町	生後57日以上	□	30	39	太平 2-4-4	5610-0720
	52	グローバルキッズ押上園	生後57日以上	△	45	60	押上 2-19-2	5608-3334
	53	両国すきっぷ保育園	生後57日以上	◎	29	31	両国 4-25-9	5625-2200
	54	のびのび保育園 (0~2歳はキッズ館、3~5歳はジュニア館)	生後43日以上	◎	24	27	千歳 3-8-13(キッズ館) 千歳 2-9-8(ジュニア館)	3634-0086
	55	すこやか錦糸保育園	生後43日以上	◎	36	36	錦糸 3-7-1	3623-3740
	56	あい・あい保育園錦糸町園	満3か月以上	○	19	21	亀沢 4-5-4	6284-1609
	57	ういず東駒形保育園	生後57日以上	◎	24	36	東駒形 2-9-9	6240-4053
	58	ペネッセ 菊川北保育園	生後57日以上	◎	28	33	立川 4-10-9	5625-3516
	59	小学館アカデミーひきふね駅前保育園	生後57日以上	○	29	34	京島 1-1-1-314	3610-8178
	60	チェリッシュあおぞら保育園	生後57日以上	○	24	36	緑 4-38-1	5638-3177
	61	アスク両国保育園	生後57日以上	◎	27	33	石原 2-7-3	5608-4382
	62	向島ひまわり保育園	生後57日以上	◎	29	48	向島 3-22-8	5610-3981
	63	じょうえん曳舟保育園	×	◎	0	45	京島 1-6-6-107・108	6657-5310
	64	アウトピア保育園	×	◎	12	18	緑 2-5-12	6659-6233
	65	そらまめ保育園すみだ横川	満3か月以上	△	42	80	横川 1-1-10	5637-8709
	66	ひらがなのツリーほいくえん	生後57日以上	◎	27	33	業平 3-9-2	6658-4417
	67	キッズガーデン墨田八広	生後57日以上	◎	42	60	八広 2-54-9	6657-5451
	68	日生曳舟駅前保育園ひびき	生後57日以上	◎	24	36	東向島 2-42-5	6657-4691
	69	石原ここわ保育園	生後57日以上	○	26	30	石原 3-5-7	6658-5853
	70	まなびの森保育園曳舟	生後57日以上	◎	29	39	京島 1-44-17	3618-8688
	71	わらべ向島保育園	生後57日以上	◎	18	53	向島 3-19-5	5610-2311
	72	うれしい保育園八広	生後57日以上	◎	37	30	八広 4-33-9	5655-2321
	73	にじいろ保育園向島	生後57日以上	◎	25	45	向島 5-13-18	6658-5851
平成31年4月以降開園予定の認可保育園								
私立	74	(仮) まなびの森保育園八広	生後57日以上	◎	29	39	八広 6-27-(未定)号	未定
	75	(仮) アスク緑保育園	生後57日以上	◎	25	35	緑 1-5-(未定)号	未定
	76	グローバルキッズ八広園	生後57日以上	◎	30	40	八広 5-5-(未定)号	未定
	77	(仮) たんぽぽ保育所八広園	生後57日以上	◎	31	45	八広 5-128 番外(地番)	未定
	78	(仮) キッズガーデン業平	生後57日以上	◎	33	39	業平 3-1-(未定)号	未定
	79	(仮) キッズガーデン墨田八広駅前	生後57日以上	◎	27	36	八広 6-34-(未定)号	未定
	80	さくらさくみらい東向島	生後57日以上	◎	25	45	東向島 3-20-(未定)号	未定
	81	(仮) あい・あい保育園石原園	満3か月以上	◎	27	33	石原 4-37-(未定)号	未定

- ・ 光の園保育学校は、0歳クラスは分園にて保育を行い、1歳クラスになると本園へ通園します。
- ・ わらべみどり保育園向島分園は0歳～3歳クラスのための保育園です。4歳クラスからも保育を希望する場合は、他の保育園に転園申込することになります。その際、必ずしも希望園に転園できるとは限りません。

【今後の運営形態等（墨田区保育所等整備計画に基づく今後の予定）】

ア ⇒ 指定管理者制度（公設民営）導入予定園

イ ⇒ 公私連携制度（民設民営）導入予定園

ウ ⇒ 当分の間は、現在の指定管理者制度（公設民営園）のまま運営予定

■ 「ア」指定管理者制度※（公設民営）導入予定園

次のとおり、指定管理者制度を導入し、公設民営園とする予定です。

導入年度	保育園名
平成 32 年度	水神保育園
平成 33 年度	すみだ保育園

※指定管理者制度は、平成15年6月の地方自治法改正により定められた制度です。多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ることを目的とした制度です。

＜指定管理者制度（公設民営）導入の標準スケジュール＞

約 2 年半前	2 年前	1 年前	導入年度
対象園決定 公募内容の調整	事業者選定	引継保育	指定管理者運営

〔参考〕平成 31 年 4 月 1 日現在、指定管理者制度（公設民営）を導入している園

保育園名	指定管理者	指定期間
あおやぎ保育園	（社福）厚生館	H31.4.1～H36.3.31
横川さくら保育園・分園	（社福）希望福祉会	H29.4.1～H34.3.31
ひきふね保育園	（社福）愛理会	H30.4.1～H33.3.31
押上保育園	（社福）雲柱社	H31.4.1～H36.3.31
きんし保育園	（社福）仁風会館	H31.4.1～H36.3.31
亀沢保育園	（社福）清心福祉会	H30.4.1～H35.3.31
長浦保育園	（社福）わかば会	H31.4.1～H36.3.31

■ 「イ」公私連携制度※1（民設民営）導入予定園

次のとおり、公私連携制度を導入し、民設民営園とする予定です。

導入年度	保育園名
平成 33 年度	ひきふね保育園※2
平成 34 年度	文花保育園
平成 35 年度	梅若保育園
平成 36 年度	あおやぎ保育園※2

※1 公私連携制度は、子ども・子育て支援に関する制度において新たに定められた制度です。民設民営として運営する法人が一定の協定に基づき、区から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、区との連携の下に教育・保育等を行う仕組みです。運営は、これらの施設運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有する法人とされています。

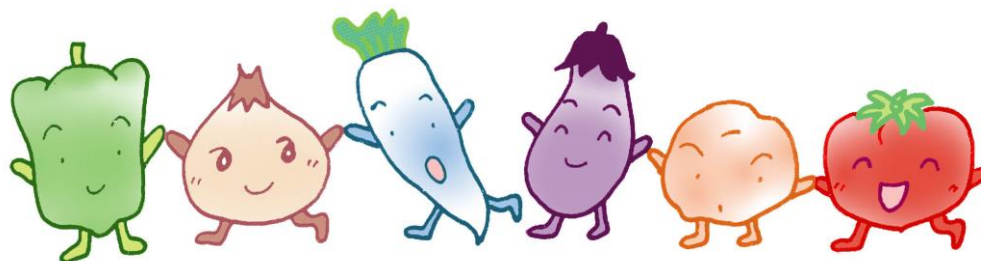
※2 ひきふね保育園、あおやぎ保育園は、指定管理者制度導入園から公私連携制度導入園へ移行します。

＜公私連携制度（民設民営）導入の標準スケジュール＞

約 6 年半前	6 年前	5 年前	4 年前	3 年前	2 年前	1 年前	導入年度
対象園決定	公募内容の調整 （事業内容、売却額等）			事業者選定	事業調整	引継保育 区立廃園	私立開園
						※発表時の 在園児が卒園	

※O 歳児保育実施園の場合。O 歳児保育未実施園の場合は公募内容の調整期間を 1 年短縮し、約 5 年半前に対象園を決定する。

■ 今後の運営形態、整備計画等に関するお問い合わせ：子育て支援課子育て計画担当 TEL03-5608-6084



9. 認定こども園

(1) 認定こども園とは

就学前の児童に幼児教育と保育を一体的に提供するとともに子育て支援事業を実施する施設です。保育機能を利用できるのは、認可保育施設と同様に、保育の必要性について2号または3号認定を受けた方です。(P3「2. 保育の必要性の認定」について)を参照してください。)

認定こども園を希望する場合は、通常の認可保育施設と同様に区役所で受付し、利用調整を行います。なお、3歳以上で幼児教育のみを希望する場合(1号認定)は、施設が直接申込みを受け、決定しますので、お問合せ・お申込みについては直接施設にご確認ください。(たちばな認定こども園及び八広認定こども園は除く。)

認定こども園には、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう以下のような類型に分類されます。

類型	内容
幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所の両方の設置基準を満たした単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。
幼稚園型	認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

(2) 区内認定こども園一覧

平成30年11月1日現在

認定こども園名 及び地図			類型	0歳 保育 受入 可能 月齢	認可定員(2号及び3号認定部分)						保育時間	所在地	電話
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳			
私立	34	幼保連携型 認定こども園 共愛館保育園	幼保 連携 型	生後 43日 以上	12	22	24	24	24	24	午前7時15分～ 午後8時15分 (午後6時15分 ～午後8時15分 は延長保育)	押上 3-53-6	3617-4460
		両国幼稚園	幼稚園 型								午前8時30分～ 午後4時30分	両国 2-8-10	3632-7959
公立	8	たちばな認定 こども園	幼保 連携 型	生後 57日 以上	9	10	16	16	40		午前7時15分～ 午後7時15分 (午後6時15分 ～午後7時15分 は延長保育)	立花 3-21-16	3617-7950
	10	八広認定こども園	幼保 連携 型	満6 か月 以上	12	16	20	24	48		午前7時15分～ 午後6時15分 (延長保育なし)	八広 3-7-5	3617-2323

※たちばな認定こども園と八広認定こども園は、当面の間2号及び3号認定のお子様のみのお預かりとなります。



10. 小規模保育所

(1) 小規模保育所とは

墨田区の保育ニーズにこたえるため、子ども・子育て支援に関する制度の小規模保育の基準に、墨田区独自の基準を一部上乗せして墨田区が認可した保育所です。0歳児保育・11時間以上の開所を行っています。小規模保育所の利用に際しては、保育の必要性の認定「3号認定」を受けている必要があります。小規模保育所には、お預かりするお子様の人数や、定員等に対する職員配置の基準等から以下の3つの型があります。

- ・「A型：常勤保育士を10割配置する。（認可保育園に準じた職員配置）」
- ・「B型：常勤保育士を6割以上配置する。（認証保育所に準じた職員配置）」
- ・「C型：家庭的保育者1人に対してお子様は3人以下とする。（家庭的保育事業に準じた職員配置）」

■休 所 日■ 日曜日・祝日・年末年始 ■開 所 時 間■ 午前7時15分～午後6時15分
 ■保 育 時 間■ 内定後の面接で、保育の必要性の認定区分「標準時間保育」又は「短時間保育」を基に、保護者の就労時間等を考慮して決まります。また、ならし保育については、入所後お子様が保育所に慣れるまで、短い保育時間からはじめて、段階的に通常の保育時間にしていきます。ご協力をお願いします。

(2) 区内小規模保育所一覧

平成30年11月1日現在

保育園名及び地図番号		0歳保育 受入可能月歳	型	延長保育 ※参照	認可定員		所在地	電話
					0歳	1、2歳		
a	チェリッシュ曳舟	満3か月以上	A型	○	6	13	京島1-36-1 1F	6657-3309
b	あい・あい保育園小村井園	満3か月以上	A型	○	3	16	立花5-24-11 1F	5631-3140
c	ぶどうの木保育室	満6か月以上	A型	○	3	12	東駒形4-4-8 1F	3626-4360
d	八広ぶどうの木保育室	満6か月以上	A型	○	3	12	八広6-37-5 1F	6657-1157
e	ちゃのま保育園	満3か月以上	A型	○	3	16	横川4-9-8 1F	6240-4332
f	キャリー保育園東向島	生後57日以上	A型	○	3	15	東向島5-36-10	3613-5115
g	じょうえん第2保育園	生後57日以上	A型	○	6	6 (1歳クラスのみ)	京島1-6-6-105	6231-9142
	じょうえん第3保育園		A型	○		18 (2歳クラスのみ)	京島1-6-6-106	6231-9142
h	未来っ子保育園東向島園	満3か月以上	A型	□	6	13	東向島5-18-1 1F	3618-8270
平成30年12月以降開園予定の小規模保育所（平成32年3月末に閉鎖予定）								
i	墨田わんぱく第一保育園	満3か月以上	A型	◎	3	16 (1歳クラスのみ)	緑4-2-8 先	未定
	墨田わんぱく第二保育園 ※平成31年4月開園予定		A型	◎		19 (2歳クラスのみ)	緑4-2-8 先	未定

※ 延長保育 ○⇒午後7時15分まで □⇒午後7時45分まで ◎⇒午後8時15分まで（31年4月から開始）

- ・小規模保育所では、障害をお持ちのお子様はお預かりできません。但し、キャリー保育園東向島、未来っ子保育園東向島園では、障害をお持ちのお子様もお預かりできる場合があります。事前に保育園にご相談ください。
- ・すべての保育所で給食を実施しますが、ぶどうの木保育室は、光の園保育学校から給食を搬入し、実施します。
- ・アレルギー対応については、各園の調理施設の規模や構造、調理師の人数等により対応できない事があり、お弁当・おやつ等持参をお願いする場合があります。詳細は各施設へお問い合わせください。
- ・ちゃのま保育園は、小麦・大豆・ごま等のアレルギーには対応できません。（乳・卵のみ対応）
- ・じょうえん第2・第3保育園は、小麦・大豆・ごまアレルギーの対応はできません。
- ・ぶどうの木保育室、八広ぶどうの木保育室の土曜日の保育は、光の園保育学校で行います。
- ・じょうえん第2保育園は0歳～1歳クラスのための保育園です。2歳クラスからは、じょうえん第3保育園（2歳クラス）に通えます。なお、じょうえん第2・第3保育園はじょうえん曳舟保育園（3～5歳児クラス）の付属施設ではありません。
- ・墨田わんぱく第一保育園は0歳～1歳クラスのための保育園です。平成30年12月から平成31年3月まで延長保育はありません。2歳クラスからは、墨田わんぱく第二保育園（2歳クラス）に通えます。また、両保育園は、平成31年度末で閉鎖しますが年度末の時点で在園している方のうち、希望する方は、同一法人が平成32年4月に開設・運営する私立認可保育所（亀沢3-24-（未定）号）に入園できる予定です。

11. 家庭的保育者（保育ママ）

（1）家庭的保育者（保育ママ）事業とは

子ども・子育て支援に関する制度に基づき、墨田区独自の基準により認可した保育施設の事業です。家庭的保育者の自宅等で、家庭的雰囲気の中、少人数保育の特徴を生かして愛情豊かにお子様を保育します。

家庭的保育者とは

保育士の有資格者または都の指定機関での受講者で、かつ保育（子育て等）の経験があり、子育てに理解と熱意を持つ方を区が認可しています。

家庭的保育者 1 人につき 1～3 名（補助者がいる場合 5 名まで）のお子様をお預かりします。

※家庭的保育（保育ママ）事業は、認可保育施設ですが、個人事業のため、保育園とは内容に異なる部分があります。

利用できる方

- ・家庭的保育室を利用される方は、保育の必要性の「3 号認定」を受けている必要があります。
- ・短時間保育（就労時間：月 48 時間～120 時間未満）の方が対象です。
- ・生後 43 日以上 3 歳未満（4 月 1 日現在）の健康なお子様。家庭的保育事業では、障害をお持ちのお子様はお預かりできません。ご了承ください。

■休 所 日■ 日曜日・祝日・年末年始（土曜日は保育ができない家庭的保育者がいます。）

■基本開所時間■ 午前 8 時 30 分～午後 5 時

■保 育 時 間■ ①午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分または②午前 9 時～午後 5 時
※保育ママを利用する場合は、必ず短時間保育認定（8 時間）となります。保育時間は①②いずれかを保護者の方に選択していただきます。

■時間外保育■ 上記のとおり選択した保育時間を超える場合は有料となりますが、利用可能時間内で時間外保育としてお預かりします。
料金は 30 分 300 円、1 時間 600 円です。決められた日までに家庭的保育者にお支払いください。※利用可能時間以外はお預かりできません。

■申 込 み■ 認可保育園と同様です。

■そ の 他■

- ・給食は、自園調理する家庭的保育者と近隣の保育園から給食を搬入する家庭的保育者がいます。おやつは家庭的保育者が用意します。アレルギーのあるお子様はお弁当、おやつ等持参をお願いする場合があります。
- ・土曜日は保育ができない家庭的保育者もありますが、状況により直接ご相談いただけます。
- ・保育料は認可保育施設の基準額に準じます。毎月、月末までに家庭的保育者に直接お支払いください。
- ・欠席やお弁当持参の場合でも保育料は 1 か月分がかかります。
- ・家庭的保育者は、研修、健康診断、私用などで休暇を取ることがあります。できるだけ代替保育を行います。いつもの保育室と異なる場所で保育することがあり、そのため保護者の送迎ルートも変わることがあります。また、代替保育ができない時には保護者の方にお休みの協力をお願いする場合があります。



(2) 家庭的保育者（保育ママ）一覧

平成 30 年 11 月 1 日現在

保育ママ氏名 (保育室名)	住所	定員	利用可能時間	土曜日 保育	同意書の必要な年齢
鈴木 まり子 (かあかん家保育室)	八広 3 丁目	5	午前 8 時～午後 5 時 30 分	×	
海野 礼子 (うーま保育室)	墨田 2 丁目	4	午前 7 時 15 分～午後 6 時 15 分 080-5505-5882	○	
情野 明美 (AKEN 保育室)	向島 2 丁目	4	午前 8 時 30 分～午後 5 時 5608-3108	×	
日向 明子	緑 3 丁目	2	午前 8 時 30 分～午後 5 時	×	
小池 まゆみ (なのはな保育室)	錦糸 1 丁目	2	午前 8 時 30 分～午後 5 時	×	
山田 雅子	押上 1 丁目	2	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分	×	0・1 歳児 ※平成 32 年 3 月 31 日で保育室終了
長谷山 嘉子	立花 1 丁目※転室予定 (立花周辺、時期未定)	2	午前 8 時～午後 6 時	○	
山本 加代 (加代ママ保育室)	東向島 2 丁目	5	午前 8 時 30 分～午後 5 時 090-1041-4282	×	
石山 好子 (めだか保育室)	押上 3 丁目	5	午前 8 時～午後 5 時 30 分 080-4650-8943	×	
山木 輝美 (はじめのいーぽ保育室)	京島 3 丁目	5	午前 8 時 30 分～午後 5 時 090-8882-2739	×	
池上 晶世	東向島 3 丁目	2	午前 8 時～午後 5 時	×	
岸本 貴子 (つつみ保育室)	東向島 4 丁目	5	午前 8 時～午後 6 時	○	
古保 満子 (古保保育室)	京島 1 丁目	3	午前 8 時 30 分～午後 5 時	×	
向井 千秋 (ほいくしつちあき)	東向島 1 丁目	3	午前 8 時 30 分～午後 5 時 080-4878-2202	×	
梅村 玉三 (梅村保育室)	緑 2 丁目	4	午前 8 時 30 分～午後 5 時 090-3439-5868	×	
渡辺 ちか子 (ほいくしつ渡辺)	亀沢 3 丁目	4	午前 8 時～午後 5 時 30 分	×	
花島 史葉 (花島保育室)	向島 3 丁目※平成 31 年 10 月頃まで仮 保育室(向島 4 丁目)	5	午前 8 時 30 分～午後 5 時 090-1546-6337	×	
宮路 真知子 (宮路保育室)	東駒形 1 丁目	2	午前 8 時 30 分～午後 5 時	×	0・1 歳児 ※平成 32 年 3 月 31 日で保育室終了
鈴木 恵美 (そらいろ保育室)	京島 2 丁目	5	午前 8 時 30 分～午後 5 時 6322-9991	×	

※ 家庭的保育者は、個人の家等で行っているため保育室の見学を希望される方は、まず子ども施設課保育係までお電話ください。保育係から家庭的保育者に連絡した後、家庭的保育者から改めてお電話します。ただし、利用可能時間の下に電話番号を記載している家庭的保育者に関しては、その電話番号で直接見学の申込みができます。12:00～15:00 の間にご連絡くださると助かります。この時間帯以外はつながりにくい場合がありますので、ご了承ください。

※ 家庭的保育者の定年等の事情により、1 年または 2 年のみの在室となる場合があります。同意書が必要な家庭的保育者を希望する方は、お子様の年齢をご確認の上申込み書類と一緒に同意書の提出をお願いします。なお、保育室終了時点でクラス年齢が 0・1 歳である場合は、調整指数の条件番号 13 (P18 参照) の対象とはなりませんのでご注意ください。

(お問い合わせ) 〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20

墨田区役所 4 階 子ども施設課保育係 TEL03-5608-1253(直通)

12. 墨田区利用調整基準（選考基準）

※原則各入所月の締切日(P6 参照)を基準日とし利用調整を行います。

(1) 基準指数

提出書類（本書 P7 の「(3) 申込みの時に必要な書類」に記載のあるもの）を基に「保護者の状況」の「類型」を決め、その内容を以下の表にあてはめて、父母それぞれの指数を合算し、世帯の基準指数とします。
「保護者の状況」が複数の「類型」に該当する場合、その複数の「基準指数」を重複して加算することはできません。

番号	保護者の状況				基準指数
	類型		細目		
1	就労	居宅外労働	外勤	週 5 日以上 週 40 時間以上の就労を常態	20
2				週 5 日以上 週 37 時間以上の就労を常態	18
3			又は 居宅外 自営	週 5 日以上 週 35 時間以上の就労を常態 または上記番号 1、2 で比較的勤務時間の自由なもの	16
4				週 4 日以上 週 30 時間以上の就労を常態	14
5			週 4 日以上 週 24 時間以上の就労を常態	12	
6			週 3 日以上 週 18 時間以上の就労を常態	10	
7			週 3 日以上 週 12 時間以上の就労を常態	8	
8		居宅内労働	居宅内	週 5 日以上 週 40 時間以上の就労を常態	20
9				週 5 日以上 週 37 時間以上の就労を常態	18
10				週 5 日以上 週 35 時間以上の就労を常態 または上記番号 8、9 で比較的勤務時間の自由なもの	16
11			自営	週 4 日以上 週 30 時間以上の就労を常態	14
12				週 4 日以上 週 24 時間以上の就労を常態	12
13				週 3 日以上 週 18 時間以上の就労を常態	10
14				週 3 日以上 週 12 時間以上の就労を常態	8
15			内職	週 3 日以上 日中週 12 時間以上を常態	6
16	妊娠		妊娠中（下記の「出産」に該当する期間を除く）の者		5
17	出産		出産予定月を中心に前後 2 か月の計 5 か月の期間にある者		12
18	疾病又は負傷	入院	1 か月以上の入院	20	
19		居宅内 療養	寝たきり、精神的・感染性疾病	20	
20			常時安静を要する場合、または週 3 日以上通院・通所	14	
21			上記以外の一般療養中	8	
22	障害	身体障害者手帳 1～2 級、愛の手帳保持、精神障害者保健福祉手帳保持			20
23		身体障害者手帳 3 級			16
24		身体障害者手帳 4 級～6 級			12
25	介護又は看護	寝たきりの者・心身障害者等の常時介護・看護・付添い			20
26		寝たきりの者・心身障害者等の随時介護・看護・付添い または、週 3 日以上通院・通所・入院の付添い（指数は番号 1～7 を準用）			8～20
27		上記以外で介護・看護を必要とする場合			8
28	災害復旧		震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合		20
29	求職活動	内定	週 5 日以上 週 40 時間以上の就労を常態	12	
30			週 5 日以上 週 35 時間以上の就労を常態	10	
31			上記以外の内定	6	
32		未定	就労先未定	4	
33	就学・職業訓練	学校教育法に定める学校、専修学校、各種学校、または職業訓練校に通学 （指数は番号 1～7 を準用）			8～20
34		上記に内定している場合（指数は番号 29～31 を準用）			6～12
35	虐待・DV		児童虐待防止法第 2 条又は配偶者暴力防止法第 1 条の対象者と認められている場合		20
36	不存在		死亡・離別・行方不明・拘禁等によるもの		20
37	その他		前各号に掲げるもののほか、保育施設の利用が必要であると認められる場合		4～20

◎ 基準指数についての注意事項

※休憩時間 60 分までは就労時間に算入します。

(2) 調整指数 ・ ・ ・ 基準指数に加算・減算します。

条件番号	条 件	調整指数
1	保護者が生活保護等を受けており、かつ、就労または就労内定しているとき。	6
2	保護者が生活保護等を受けており、かつ、自立する意欲があると認められるとき。	4
3	保護者が生活保護等を現在は受けていないが、今後受ける可能性が高いと認められるとき。	2
4	ひとり親家庭（離婚、未婚、死亡、拘禁等）に該当し、かつ、申込児童の居所の近隣に当該児童を監護する者がいないとき。	7
5	ひとり親家庭（離婚、未婚、死亡、拘禁等）に該当するとき。	3
6	ひとり親家庭に準すると認められる場合で、かつ、申込児童の居所の近隣に当該児童を監護する者がいないとき。	5
7	ひとり親家庭に準すると認められる場合。	2
8	保護者が入院により保育に当たることができないとき（基準指数の細目が入院に該当する者に限る）。	3
9	主たる稼働者が解雇、倒産等の理由により、早急に就労を要するとき（基準指数の類型が求職活動の者に限る）。	6
10	申込児童が、身体障害者手帳もしくは愛の手帳を保持する場合、又はそれと同程度の障害があると認められる場合。	4
11	申込児童が、双生児その他これに類する児童であるとき。（ともに新規入園の申込みの場合に限る。）	2
12	区内の家庭的保育者（保育ママ）及び区内の小規模保育所から認可保育園への転所を希望する場合。	1
13	2歳児クラス及び3歳児クラスで保育が終了する区内の認可保育施設からの卒園に伴う4月転所申込みの場合。	8
14	別々の認可保育施設に在所している兄弟姉妹について、兄弟姉妹が引き続き在所する認可保育施設への転所を希望するとき。（ただし、当該兄弟姉妹が条件番号13又は17に該当し、転所を希望している場合は、その転所希望先施設についても「引き続き在所する認可保育施設」とみなす）	7
15	兄弟姉妹が引き続き在所する認可保育施設への新規入所を希望するとき（転所は除く。）。（ただし、当該兄弟姉妹が条件番号13又は17に該当し、転所を希望している場合は、その転所希望先施設についても「引き続き在所する認可保育施設」とみなす）	3
16	同時に2人以上の児童の認可保育施設への新規入所を希望するとき（転所は除く）。	1
17	転入または区内での転居により、認可保育施設を変更することがやむを得ないと認められるとき。	1
18	申込児童を現在、認可外保育室等に月極契約で月48時間以上預けているとき	2
19	基準指数の類型が就労に該当する保護者が、身体障害者手帳1級から3級まで、愛の手帳1度から3度まで又は精神障害者保健福祉手帳1級から3級までを保持するとき。	1
20	基準指数の類型が就労に該当する保護者が、介護又は看護を行っているため、就労が制限されているとき（介護・看護を行うことにより就労時間が週40時間に到達できない者に限る）。	1
21	各申込み締切日時点で、保護者が産後休暇または育児休業を取得している場合で、復職を予定しているとき。（条件番号18に該当するものを除く。）なお、条件番号16に該当する場合、育児休業対象児童以外の児童にも適用する。	2
22	保護者の勤務実績が正規の勤務日数の50%以下であると判断される場合（直近3か月のうちひと月でも該当すれば適用する。）。	-2
23	親族その他の者が同居しており、申込児童を保育することが可能な場合。	-2
24	3か月以上の保育料の滞納がある場合（ただし、すでに当該滞納に対する納付相談を行い、分割納付等を開始し、かつ現在も分割納付等が継続している場合を除く。）。	-5
25	墨田区に勤務地のみがあり、管外受託となる世帯（転入予定者は除く）。	-1
26	児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められるとき。	1~5

◎ 調整指数についての注意事項

※番号4、5の「ひとり親家庭」とは、墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第2条に規定する家庭を指します。

例）父母が離婚、父又は母が死亡、生死不明、拘禁、未婚、DV防止法による保護命令等

※番号4、6の「近隣」とは、申込児童の居所から直線距離100m以内を指します。

※番号10の「同程度の障害」は、P8に記載の証明書が必要です。

※番号12と番号13の両方に該当する場合は、番号13が適用されます。

※番号12と番号17の両方に該当する場合は、番号12が適用されます。

※番号13と番号17の両方に該当する場合は、番号13が適用されます。

※番号13の「2歳児クラスで保育が終了する区内の認可保育施設」とは、横川さくら保育園、横川さくら保育園分園、家庭的保育者（保育ママ）及び小規模保育所を指します。「3歳児クラスで保育が終了する区内の認可保育施設」とはわらべみどり保育園向島分園を指します。

※番号13でいう「卒園」とは、保育施設の利用可能年齢が満了する（4月以降進級できるクラスがない）状態を指します。

※番号13に該当する場合は、番号16は適用されません。

※番号17は、原則として直線距離2km以上の転居を理由としたものに適用されます。

※番号18は、保育施設受託証明書の添付が必要です。（ただし、認可外保育室等との契約書（保育施設受託証明書と同じ内容が記載されているもの）でも可）

※番号18と番号21の両方に該当する場合は、番号18が適用されます。

※番号21は、提出された在職証明書等の「育児休業の取得期間」で確認します。育児休業期間を延長した場合は、必ず育児休業証明書を提出してください。なお、基準指数の類型が「就労」の場合のみ適用されます。

※番号23は、19歳から64歳（平成31年4月1日現在）の親族等と同居している場合で、その方の在職証明書、病状内容確認書等の保育をすることができない証明書類の提出がない場合に適用されます。

(3) 優先順位

基準指数と調整指数の合計が同一の場合、次の順位により決定します。(※1)

順位	項目	備考
1	緊急性が非常に高く、特別な配慮が必要と認められる世帯 (虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要と認められる場合等)	
2	保護者のいずれかの類型が不存在である	
3	保護者のいずれかが各月の申込み締切日時時点で単身赴任中または海外赴任中で、かつ入所希望日以降もその状態が継続する予定である	※2
4	申込児童と同居する親族(保護者含む)が身体障害者手帳、愛の手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳を保持し、または要介護の認定を受けている場合	
5	保護者が保育士もしくは保育教諭として、月120時間以上勤務している場合、または放課後児童支援員として月120時間以上勤務している場合	保護者の両方が該当する世帯を上位とする
6	前年度の住民税が非課税である世帯	保護者の前年度(1月から3月までの入所選考にあたっては、当該年度)の区民税(市町村民税)所得割の合計金額により判定
7	前年度の区民税(市町村民税)所得割の合計額が48,600円未満の世帯 (保育料(利用者負担額)算定における所得階層区分がD5以下の世帯。ただし、非課税世帯に該当する世帯は除く。)	
8	父母の基準指数(調整指数を付する前の指数)の合計が高い世帯	
9	母の基準指数(調整指数を付する前の指数)が高い世帯	父子世帯の場合は父の基準指数
10	母の類型が以下に該当する 優先順位は ①居宅外労働 ②居宅内労働(自営) ③居宅内労働(内職)④出産 ⑤妊娠 ⑥疾病・負傷 ⑦障害 ⑧介護・看護 ⑨災害復旧 ⑩求職活動 ⑪就学・職業訓練 の順とする	父子世帯の場合は父の類型
11	父の類型が以下に該当する 優先順位は ①居宅外労働 ②居宅内労働(自営) ③居宅内労働(内職)④出産 ⑤妊娠 ⑥疾病・負傷 ⑦障害 ⑧介護・看護 ⑨災害復旧 ⑩求職活動 ⑪就学・職業訓練 の順とする	
12	新規入所(申込児童が区の保育施設に入所していない)申込みである	※3
13	養育している子どもの人数の多い世帯	※4
14	保育料の滞納が無い世帯	
15	各申込み締切日時時点で、墨田区に引き続き居住している期間が長い世帯	保護者のうち期間の長い者で判定 ※5
16	保護者の前年度(1月から3月までの入所選考にあたっては、当該年度)の区民税(市町村民税)所得割の合計額が低い世帯	※6

※1 父母以外の者が保護者の場合はそれぞれ読み替えて適用します。

※2 単身赴任または海外赴任は上記に該当する旨を勤務先が証明する場合に限り適用します。

※3 2歳児クラスで保育が終了する認可保育施設からの卒園及び3歳児クラスで保育が終了する認可保育施設からの卒園に伴う4月転所申込みの場合は新規入所申込として扱います。

※4 申込締切日時時点で平成12年4月2日以降に生まれた子どもの人数で計算します。

※5 区外に転出後、再転入しても、期間の通算はしません。最後に墨田区に転入した日から起算し判定します。

※6 前年度住民税未申告又は課税額が確認できない場合は最下位とします。

13. よくあるご質問

Q1. 公立・私立・公設民営保育園の違いはなんですか。保育料(利用者負担額)はそれぞれ違いますか。

A1. 公立保育園は区が設置・運営しています。私立保育園はそれぞれ社会福祉法人などが設置・運営しています。そのため、私立保育園では、保育方針や園の雰囲気などにそれぞれの特色があります。公設民営保育園は、公立保育園の運営を民間事業者に委託しています。基本の月額保育料(利用者負担額)は、園の種類による違いはありません。園独自の事業など、基本の月額保育料以外にかかる費用については各園にお問い合わせください。

Q2. 希望園は、どのように決めたらよいでしょうか。

A2. 通える範囲内かどうか所在地をよくご確認ください。保育園の施設・環境は園によって異なりますので、事前に見学に行かれることをおすすめします。見学する場合はあらかじめ保育園に直接連絡をしてください。

Q3. 募集のあるところにしか申込みできませんか。希望順位は選考に影響しますか。

A3. 募集のある・なしに関わらず、行きたい園を行きたい順に記入してください。申込みの時点で募集がなくても、急な退園などにより選考中に空きが生じることもあります。なお、「第一希望だから有利、第〇希望だから不利」、また、「第一希望のみだから有利」ということはありません。

Q4. 入園の選考方法は、先着順ですか。抽選ですか。

A4. 先着順や抽選ではなく、書類選考です。P17~19の利用調整基準(選考基準)に基づき、提出された書類をもとに点数(指数)を付けさせていただき、区の利用調整会議(選考会議)において世帯の点数の高い順に内定します。点数が同点となった場合は、P19の優先順位により決定します。

- Q5. 入園の申込みをしましたが、入園ができませんでした。翌月以降も毎月申込みが必要ですか。
- A5. 申込書を受理してから、平成 31 年 12 月入所分までは申込書は有効なので、毎月の申込みは不要です。ただし、「希望施設の変更」「就労状況の変更」「認可外保育室等に預け始めた」など、当初の申込み時と状況が変わった場合は、必ずご連絡のうえ、各月締切日までに必要書類の提出を行ってください。
- Q6. 入園できず待機していますが、保育園に空きが出たら連絡は来ますか。保育施設利用調整結果（入所保留）通知書は、毎月送られてきますか。
- A6. 空きが出ただけでは連絡はいたしません。内定した場合に電話連絡をいたします。また、保育施設利用調整結果（入所保留）通知書は申込みをした最初の月のみ送付します。それ以降のお知らせはしません。空き情報は、墨田区ホームページでも確認することができます。ホームページのアドレスは本書の表紙をご覧ください。
- Q7. 子どもに障害があります。入園できますか。
- A7. 病状内容確認書（但し、医師が記載した診断書（原本）で、「集団保育が可能であること」が明記されたものでも可）が必要です。保育園の施設・環境はそれぞれ異なります。必ず申込みをされる前にお子様を連れて保育園に見学に行き、お子様の状況について園にご相談ください。なお、障害の有無にかかわらず、保育園では専門的、個別の訓練や医療行為（治療等）は原則行っておりません。また、保育園の受入態勢が整わず、入園をお受けできない場合があります。
- Q8. 4 月の転所を申込み、内定通知をもらった時点で転所を辞退して、元の園に戻ることはできますか。
- A8. 在園中の園には次に入園する方が決まっているため、元の保育園には戻れませんので、退園していただくことになります。転園の申込みを取り下げる場合は、各月の締切日までに必ずご連絡ください。
- Q9. 1 日の就労時間数はどのように計算するのですか。
- A9. 雇用契約の就労開始時間から終了時間まで（休憩時間 1 時間までは就労に算入）が基本です。育児のための時短の取得についても、勤務日数が減らなければ雇用契約の就労開始時間から終了時間まで（休憩時間 1 時間までは就労に算入）で計算します。
- Q10. 求職中で申し込んでいます。入園後、働く予定ですが、何時間以上働かなければいけないのでしょうか。
- A10. 月 48 時間以上の就労が必要です。
- Q11. ならし保育はありますか。
- A11. 入園後、お子様が保育園に慣れるまで、短い時間から始めて、段階的に通常の保育時間にしていきます。ご協力をお願いします。
- Q12. 保育園は何時から何時まで預けることができますか。
- A12. お子様をお預かりする時間は、内定した保育園で面接を行い、認定の利用区分「標準時間保育」又は「短時間保育」を基に、保護者の仕事時間等を考慮して決まります。「標準時間保育」の場合は、午前 7 時 15 分～午後 6 時 15 分までの間で最大 11 時間、「短時間保育」の場合は、午前 9 時～午後 5 時までの間で最大 8 時間です。これらの時間を超えて保育を必要とする場合は、それぞれ延長保育の対象となります。
- Q13. 保育料（利用者負担額）はどうやって決めるのでしょうか。
- A13. お子様の父母それぞれの区市町村税額の合計で階層判定を行い、保育料（利用者負担額）を決定しますが、父母以外の保護者（祖父母等）が家計の主宰者と判断される場合には、当該父母以外の保護者（家計の主宰者）の課税額を含めて階層判定を行うことになります。
- Q14. 入園後、育児休業から復職する予定ですが、復職後の働き方に制約はありますか。
- A14. 育児休業中でお申込みの場合、育児休業から復職するときは、原則として、産休前と同一の勤務先及び勤務時間での復職が必要となります。ただし、「育児のための勤務時間の短縮」については、勤務先が制度として認めているものに限り利用できますが、勤務日数の短縮は認めていません。また、復職時の転職も認めていません。詳細については P9「6. 育児休業取得中の方へ」をご参照ください。
- Q15. 申込みをした後に保護者の状況が変わってしまった場合、内定取消になりますか。（例、申込時に就労していた勤務先を退職した等）
- A15. 各入所月の締切日（P6 参照）の状態をもとに指数を算定し、利用調整を行っているため、内定が取消しになります。ただし、一定の条件を満たせば、内定取消とならない場合もありますので、入園係にご確認ください。
- Q16. 4 月 1 日に入所後すぐに第二子の出産が控えています。里帰り出産するために 4 月 1 日から休園の制度を利用することができますか。
- A16. 入所した月の初日から休園制度を利用することはできません。認可保育園は、保育の必要性を考慮して入所する児童を決めているため、入所月初日から利用することが前提となります。

14. 内定や入園の辞退

内定や入所の辞退をするときは、至急、子ども施設課入園係（TEL03-5608-6152）までご連絡いただき、内定辞退届を提出してください。届出用紙は区のホームページからダウンロードできます。連絡及び届け出が遅れますと、保育料（利用者負担額）が発生しますのでご注意ください。

15. 認可保育施設を利用できる期間

認可保育施設は、保育の必要性があるお子様をお預かりする施設です。入所した後も保育が必要な状態が続いていることが保育施設に通うための要件となります。入所後、認可保育施設を利用できる期間と必要書類は、次のとおりです。

支給認定証の有効期限とは、異なる場合がありますのでご注意ください。

入所時の 保育が必要な事由	認可保育施設を 利用できる期間	備考
就労	就労している期間	
育児休業中	1 か月	※入所月の翌月 1 日までに復職し、復職証明書を提出してください。
求職中	3 か月	※3 か月以内に就労し、在職証明書または就労状況申告書を提出してください。
出産・妊娠	出産月の 2 か月後まで	※その後は保育要件がなくなり退所となります。引き続き通いたい場合は、就労等の保育要件が必要です。
就労内定	1 か月	※1 か月以内に就労を開始し、在職証明書等を提出してください。
入院・疾病・介護	治療・介護に要する期間	
就学中	在学している期間	

- ・「保育が必要な事由」に該当しなくなった場合や、期日までに必要書類の提出がない場合は退所になります。
- ・入所した後も、毎年、次年度の継続通所の意思と保育の必要性を確認するための現況届（継続確認書・在職証明書等）を提出していただきます。
- ・育児休業中、求職中、就労内定の方は「就労を証明する書類」を提出することにより、最長で就学前までの期間となります。提出が無い場合は、退所となります。

16. 保育料（利用者負担額）

（1）保育料の決定と支払について

保育料（利用者負担額）は、P23 の「（4）保育料（利用者負担額）徴収基準額表」に従い、保護者の所得等の状況と、お子様の年齢により決定します。

4～8 月分の保育料は平成 30 年度区市町村民税、9～3 月分の保育料は平成 31 年度区市町村民税をもとに計算します。毎月 1 日に在園していれば、その月分をお支払いいただきます。

退所する場合は、退所する月の 10 日までに届出が必要です。

■納入方法■

- ・保育料の納期限（口座振替日）は、その月の末日です。末日が土日・祝日にあたる場合は、金融機関の翌営業日に口座振替を行います。
- ・残高不足等で口座からの振替ができなかった場合は、翌月の振替日に、翌月分と一緒に振替をいたします。（2 か月分の保育料振替が限度となります）

※保育料をお納めいただけない場合は、地方税と同様に滞納処分（給与等の差し押さえ）をすることがあります。お支払い忘れのないようご注意ください。

※幼保連携型認定こども園共愛館保育園、小規模保育所、家庭的保育者（保育ママ）の納入方法については、各施設にお問い合わせください。

(2) 保育料の決定と支払に必要な書類

①住民税課税（非課税）証明書（扶養義務のある方全員分）

※入所申込み時に提出済みの場合は再提出不要です。

・前期保育料（4月～8月分の保育料）

住民登録の有無	平成30年度住民税の申告の有無	提出する書類
平成30年1月1日現在、墨田区に住民登録があった方（墨田区で課税されている方）	申告済み	提出書類はありません（当区の税務課に課税状況を照会します）
	未申告	平成30年度の税申告をした後、平成30年度「住民税課税（非課税）証明書」を提出
平成30年1月1日現在、墨田区に住民登録がなかった方	申告済み	マイナンバー制度による情報連携の開始により原則提出不要となりました。なお、何らかの事情で情報連携ができない方及び情報連携を行うことを拒否する方等は従前どおり課税証明書をご提出いただく場合があります
	未申告	住民登録があった区市町村で平成30年度の税申告をした後、平成30年度「住民税課税（非課税）証明書」を提出

・後期保育料（9月～3月分の保育料）

住民登録の有無	平成31年度住民税の申告の有無	提出する書類
平成31年1月1日現在、墨田区に住民登録がなかった方	申告済み	マイナンバー制度による情報連携の開始により原則提出不要となりました。なお、何らかの事情で情報連携ができない方及び情報連携を行うことを拒否する方等は従前どおり課税証明書をご提出いただく場合があります
	未申告	住民登録があった区市町村で平成31年度の税申告をした後、平成31年度「住民税課税（非課税）証明書」を提出

※ 住民税が未申告または確認できない場合、保育料（利用者負担額）はD23階層（最高額）となります。必ず申告をしてください。

※ 住民税の申告をしたかご不明の場合は、申告の有無を税務課にご確認ください。

※ 住民税課税（非課税）証明書に代えて住民税決定通知書を提出していただいても構いません。ただし、すべての所得に対する税額が記載されている場合に限りです。

※ 平成29年及び平成30年中に日本国外で収入があった方は、収入申告書(区のホームページからダウンロードできます。)に日本円で収入金額及び控除金額を記入のうえ、国外での収入および控除等が分かる書類（会社発行の給与支払証明書、給与明細書等）を添付して提出してください。

②保育料口座振替依頼書

入所内定後に専用の用紙をお渡しします。ご記入後、金融機関で手続きが必要です。金融機関の確認印があるものを提出してください。

(3) みなし寡婦控除について

婚姻歴のないひとり親世帯において、墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例の施行等に関する規則第3条2項の規定に基づき、寡婦（夫）控除のみなし適用申請のあった世帯については、利用者負担額（保育料）の算定において寡婦（夫）控除のみなし適用を行います。該当する場合には、子ども施設課入園係までご連絡ください。

(4) 保育料（利用者負担額）徴収基準額表

<平成 31 年度>

・標準時間保育料（利用者負担額）

（単位 円）

階層	区民税等の条件	保育料(月額)						公立保育園、公立認定こども園及び公設民営保育園の延長保育料(月額) 1日あたり1時間の場合の月額保育料		
		0～2 歳児		3 歳児		4、5 歳児		0～2 歳児	3 歳児	4、5 歳児
		第 1 子	第 2 子	第 1 子	第 2 子	第 1 子	第 2 子	第 1 子、第 2 子		
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	区民税非課税(ひとり親世帯)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区民税非課税(その他の世帯)	2,400	0	2,400	0	2,400	0	200	200	200
C	区民税均等割のみ	3,700	1,850	3,000	1,500	3,000	1,500	1,000	1,000	1,000
D1	区民税所得割 5,000 円未満	4,000	2,000	3,600	1,800	3,600	1,800			
D2	5,000～10,000 円未満	4,800	2,400	4,400	2,200	4,300	2,150			
D3	10,000～23,200 円未満	9,400	4,700	8,100	4,050	8,100	4,050	1,300	1,300	1,300
D4	23,200～36,400 円未満	11,400	5,700	10,200	5,100	10,000	5,000			
D5	36,400～48,600 円未満	12,700	6,350	12,600	6,300	12,400	6,200			
D6	48,600～72,800 円未満	19,900	9,950	14,500	7,250	14,400	7,200	2,000	1,900	1,800
D7	72,800～97,000 円未満	24,300	12,150	16,600	8,300	16,500	8,250	2,400		
D8	97,000～115,000 円未満	27,700	13,850	19,000	9,500	18,900	9,450	2,700		
D9	115,000～133,000 円未満	30,200	15,100	20,800	10,400	20,700	10,350	3,000	2,000	2,000
D10	133,000～151,000 円未満	32,500	16,250	22,300	11,150	22,200	11,100	3,200	2,300	2,200
D11	151,000～169,000 円未満	34,900	17,450	23,700	11,850	23,500	11,750	3,400	2,400	2,400
D12	169,000～185,500 円未満	37,900	18,950	26,200	13,100	24,400	12,200	3,700	2,600	
D13	185,500～202,000 円未満	40,000	20,000	27,700	13,850			4,000	2,700	
D14	202,000～218,500 円未満	41,800	20,900	28,800	14,400			4,100	2,800	
D15	218,500～235,000 円未満	43,900	21,950	30,000	15,000			4,300	3,000	
D16	235,000～251,500 円未満	46,600	23,300	30,900	15,450	25,400	12,700	4,600	3,100	2,500
D17	251,500～268,000 円未満	48,400	24,200					4,800		
D18	268,000～284,500 円未満	50,000	25,000					5,000		
D19	284,500～301,000 円未満	51,800	25,900					5,100		
D20	301,000～349,000 円未満	56,800	28,400	31,900	15,950	26,400	13,200	5,600	3,200	2,600
D21	349,000～397,000 円未満	63,400	31,700					6,300		
D22	397,000～443,600 円未満	69,200	34,600					6,900		
D23	443,600 円以上	73,800	36,900					7,300		

- ・ 4～8 月分の保育料は平成 30 年度区市町村民税、9～3 月分の保育料は平成 31 年度区市町村民税をもとに計算されます。
- ・ 区市町村民税を計算するとき、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除等の規定は、適用されません。
- ・ 小学校就学前の範囲内に子どもが 2 人以上いる場合、最年長の子どもは第 1 子、その下の子は第 2 子の保育料が適用され、第 3 子以降の保育料及び延長保育料は無料になります。

※延長保育料（月額）について

私立の認可保育園、家庭的保育者（保育ママ）、小規模保育所の延長保育は、各施設の自主事業として行っているため、上記基準額表の延長保育料と異なる場合があります。また、公立保育園等で適用される延長保育料の減免等が適用になれない場合があります。

私立の認可保育園、家庭的保育者（保育ママ）、小規模保育所の延長保育料については、各施設に直接ご確認ください。

・短時間保育料（利用者負担額）

（単位 円）

階層	区民税等の条件	保育料(月額)						公立保育園、公立認定こども園及び公設民営保育園の延長保育料(月額) ※適用時間は短時間保育の前後の30分単位		
		0～2歳児		3歳児		4、5歳児		0～2歳児	3歳児	4、5歳児
		第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子、第2子		
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	区民税非課税(ひとり親世帯)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区民税非課税(その他の世帯)	2,000	0	2,000	0	2,000	0	100	100	100
C	区民税均等割のみ	3,100	1,550	2,500	1,250	2,500	1,250	400	400	400
D1	区民税所得割 5,000円未満	3,400	1,700	3,000	1,500	3,000	1,500			
D2	5,000～10,000円未満	4,000	2,000	3,700	1,850	3,600	1,800			
D3	10,000～23,200円未満	7,900	3,950	6,800	3,400	6,800	3,400	550	550	550
D4	23,200～36,400円未満	9,500	4,750	8,500	4,250	8,400	4,200			
D5	36,400～48,600円未満	10,600	5,300	10,500	5,250	10,400	5,200			
D6	48,600～72,800円未満	16,600	8,300	12,100	6,050	12,000	6,000	850	750	750
D7	72,800～97,000円未満	20,300	10,150	13,900	6,950	13,800	6,900	1,050		
D8	97,000～115,000円未満	23,100	11,550	15,900	7,950	15,800	7,900	1,150		
D9	115,000～133,000円未満	25,200	12,600	17,400	8,700	17,300	8,650	1,250	850	850
D10	133,000～151,000円未満	27,100	13,550	18,600	9,300	18,500	9,250	1,350	950	900
D11	151,000～169,000円未満	29,100	14,550	19,800	9,900	19,600	9,800	1,450	1,000	1,000
D12	169,000～185,500円未満	31,600	15,800	21,900	10,950	20,400	10,200	1,550	1,050	
D13	185,500～202,000円未満	33,400	16,700	23,100	11,550			1,650	1,100	
D14	202,000～218,500円未満	34,900	17,450	24,000	12,000			1,700	1,150	
D15	218,500～235,000円未満	36,600	18,300	25,000	12,500			1,800	1,200	
D16	235,000～251,500円未満	38,900	19,450	25,800	12,900	21,200	10,600	1,900	1,250	1,050
D17	251,500～268,000円未満	40,400	20,200					2,000		
D18	268,000～284,500円未満	41,700	20,850					2,050		
D19	284,500～301,000円未満	43,200	21,600					2,150		
D20	301,000～349,000円未満	47,400	23,700	26,600	13,300	22,000	11,000	2,350	1,300	1,100
D21	349,000～397,000円未満	52,900	26,450					2,600		
D22	397,000～443,600円未満	57,700	28,850					2,850		
D23	443,600円以上	61,500	30,750					3,050		

※幼児教育・保育無償化について

現在、国では平成31年10月に幼児教育・保育の無償化の実施を検討しています。実施内容は、3～5歳児及び住民税非課税世帯の0～2歳児について無償化するものです。現段階では、実施時期、内容は不確定ですが、詳細が決まりましたら別途ご案内します。



17. 公立・公設民営認可保育園の延長保育

延長保育の利用を希望する方は、入園の申込みとは別に入園内定後、各月の締切日までに、通園する保育園に直接申し込んでください（転園の場合も、転園先で申込みが必要です）。

なお、延長保育を行っている保育園に入園（転園）が決定しても、希望者が定員を超えた場合は選考となり、すぐに延長保育を利用できないことがありますので、予めご了承ください。

また、区外にお住まいの方は延長保育の利用はできません。

■延長保育の利用基準■

標準時間保育の延長保育は、1歳の誕生日が属する月から利用できます。両親がともに仕事で週3日以上、お迎えの園到着時刻が午後6時15分を過ぎる方が選考の対象になります。短時間保育の延長保育は、送迎時刻が短時間保育の時間帯を超える方が選考の対象になります。申込みには園到着時刻（送迎時刻）が確認できる書類が必要です。延長保育料は、標準時間保育は1時間単位、短時間保育は30分単位の月額です。

■スポット延長保育■（公立保育園：午後7時15分まで）（公設民営園：午後8時15分まで）

通常の延長保育（月単位）とは異なり、保護者の急な残業などの場合に、1日単位で利用できます。延長保育を行っている保育園に当日空きがある場合、1時間単位でお申込みができます。申込み方法等については各園にお問い合わせください。

※ 延長保育を行っていない園があります。P10～13の「(2) 区内認可保育園・幼保連携型認定こども園一覧」でご確認ください。

◆私立保育園、小規模保育所、家庭的保育者（保育ママ）の延長保育については、各施設にお問合せください。

18. 区外の認可保育施設を希望する場合

区外の保育施設を希望する場合は、必ず利用を希望する区市町村に連絡を取り、申込みができるかどうか、希望する保育施設の空き状況、希望できる保育施設の数、申込締切日、必要書類について確認してください。

その際、現住所が墨田区であることや、転入予定・勤務先があること等を必ずお話しください。

利用を希望する区市町村の申込書等を使い、墨田区役所4階の子ども施設課入園係の窓口で、申込みをしてください。利用を希望する区市町村に書類を送付しますので、その区市町村の締切日の1週間前までにお願いします。

※ 転出予定の申込みの場合、転入の届出と同時に、新住所地で申込手続きを行ってください。手続きを行わないと、内定が無効になる場合がありますので、ご注意ください。

19. 区外にお住まいの方が認可保育施設を希望する場合

区外にお住まいの方で、墨田区に転入予定または墨田区に勤務地がある方は、墨田区の申込書等を使い、現在お住まいの区市町村へ墨田区の申込締切日の概ね1週間前までに申込みをしてください。

転入予定の申込みの場合、入所希望月前月末日までに転入することが必要となります。転入することがわかる書類（賃貸借契約書・売買契約書等写し）を添付してください。

転入前の申込みは仮申込みとなるため、転入後は必ず、入所希望月前月末日までに子ども施設課入園係まで本申込み手続きを行う必要があります。申込み手続きが行えない場合、入所内定を取消し、申込みは取下げとなります。

◆転入予定のない方の申込制限

- ・墨田区に勤務地がない方や、求職中（内定者含む）の方は申込みができません。
- ・墨田区に勤務地があっても育児休業中（復職予定での申込を除く）の方は申込みができません。
- ・保護者が墨田区在勤者の場合、0歳～2歳児クラスは、平成31年1・2月および10～12月入所のみ申込みできます。

20. 子育てに関する問合せ先

平成 30 年 11 月 1 日現在

内容	担当	電話
子育て総合相談・緊急一時保育など	子育て支援総合センター	5630-6351
年末保育	子ども施設課保育係	5608-6161
一時保育・一時預かり	あおやぎ保育園	3614-6789
	横川さくら保育園（2 歳児クラスまで）	5608-4525
	押上保育園	3623-6030
	亀沢保育園	3624-7781
	こひつじ保育園	5600-1212
	わらべみどり保育園	5638-1551
	両国・なかよし保育園	5638-5835
	そらまめ東あずま駅前園	6657-0936
	両国子育てひろば保育室	3621-6525
	墨田みどり保育園	3624-4508
	杉の子学園保育所	3619-4152
	まなびの森保育園錦糸町	5610-0720
	グローバルキッズ押上園	5608-3334
	（仮）たんぼぼ保育所八広園 （平成 31 年 4 月開園予定）	未定
	はなみずき保育室	4283-9725
	子育てステーションこだち	080-8026-2675
	子育てひろば・かあかのおうち	3614-5016
休日保育（あおやぎ保育園） （亀沢保育園）	子ども施設課入園係	5608-6152
ファミリー・サポート	すみだファミリー・サポート・センター	5608-2020
保育コンシェルジュ	子育て支援課 保育コンシェルジュ	5608-6084
子育てひろば・子育て相談	両国子育てひろば	3621-6455
	文花子育てひろば	5630-6027
手当・医療費助成等	子育て支援課児童手当・医療助成係	5608-6160

21. その他の保育サービスのご案内

（1）認証保育所

大都市特有の保育ニーズに応えるため、東京都独自の基準により認証した保育所です。0 歳児保育・13 時間以上の開所を行っています。申込み方法等は各園に直接お問い合わせください。

※助成金のお問合せ：子ども施設課保育係（Tel.03-5608-1253）

平成 30 年 11 月 1 日現在

保育園名	年齢	住所	電話
ムーミン保育室	生後 3 か月～就学前	太平 3-19-1	3626-2001
ピノキオ幼児舎鐘ヶ淵園	生後 1 か月～就学前	堤通 2-8-2	3616-0611
こすもす保育園	生後 3 か月～就学前	錦糸 1-14-7	5819-4588
ポピンズナーサリースクールすみだ	生後 57 日～就学前	太平 4-1-2	5637-2137
ゆらりん曳舟保育園	生後 57 日～2 歳	京島 1-38-1-107	5631-6888
マミーズエンジェル墨田みなみ保育園	生後 43 日～就学前	亀沢 4-24-13	3621-8825
保育園夢未来錦糸町園	生後 43 日～就学前	太平 3-3-12	5637-8737

※ 墨田区内外の認証保育所を月極契約で利用される保護者の方に、認可保育園に入園した場合の保育料（月額）との差額に応じて助成金を交付する制度があります。助成額には上限があります。また、区内に住所があることなどの条件があります。詳細については墨田区ホームページをご確認ください。

(2) 定期利用保育

パートタイム勤務や短時間就労等の保護者の方で保育が必要な方のためのものです。健康で集団保育が可能な児童で一定程度（1 か月以上）継続的に保育が必要なお子様を、保護者の就労形態等に対応してお預かりします。

平成 30 年 11 月 1 日現在

名称	対象年齢	住所	電話
両国子育てひろば保育室	生後 6 か月～2 歳	横網 1-2-13	3621-6525
墨田みどり保育園	生後 6 か月～2 歳	亀沢 3-7-11	3624-4508
そらまめ東あずま駅前園	生後 2 か月～2 歳	立花 2-26-2	6657-0936
はなみずき保育室	生後 6 か月～2 歳	八広 3-7-18	4283-9725

※詳細は各施設に直接お問い合わせください。

(3) 認可外保育施設

東京都福祉保健局のホームページ等で確認し、詳細は各施設に直接お問い合わせください。

(東京都福祉保健局のホームページ <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/>)

(4) 病児・病後児保育

お子様が、病気の症状の急変は認められないが回復期に至っていない、もしくは病気回復期のいずれかの状態で、保育園等に通えないとき、以下の制度がご利用できます。

■施設型病児・病後児保育■

申込み・お問合せ：都立墨東病院病児・病後児保育室（TEL03-3633-7157）

事前登録制で、都立墨東病院病児・病後児保育室（江東橋 4-23-15）、又は墨田区子育て支援課（区役所 4 階）で受け付けています。

■施設型病後児保育■

申込み・お問合せ：わらべみどり保育園（TEL03-5638-1551）

事前登録制（登録料 2,000 円）で、わらべみどり保育園（緑 3-12-2）の病後児保育室で実施しています。

■訪問型病後児（軽症病児）保育■

申込み・お問合せ：「はぐ（Hug）」事務局（TEL03-3616-5371）すみだ子育て支援ネット「はぐ（Hug）」では、病後児サポーターがご自宅を訪問して、病気回復期のお子様を保育します（要事前登録。登録料 1,000 円）。ご利用の際は、医師が記入した「診療情報提供書」をご用意ください。





平成31年1月～4月入所(転所)を申し込まれる方へ

平成 30 年 10 月 9 日現在

※これらの情報は予定です。確定した情報は、区報 11 月 1 日号でお知らせします。区のホームページにも 11 月 1 日に掲載します。

■「平成 31 年保育施設利用申込みのご案内」（申込書類含む）の配布について

- ・配布開始 平成 30 年 11 月 1 日（木）
- ・配布場所 子ども施設課入園係（区役所 4 階）、区内の認可保育施設、各出張所、子育て支援総合センター

■受付期間

平成 30 年 11 月 20 日（火）から平成 30 年 12 月 10 日（月）まで

■受付場所

受付日	受付場所	受付時間
平成 30 年 11 月 20 日（火）～ 平成 30 年 12 月 10 日（月）の平日 （土曜日、祝日を除く）	墨田区役所 2 階 21 会議室	午前 9 時～午後 5 時 ※水曜日（11 月 21 日・28 日・ 12 月 5 日）は、午後 7 時まで

※ 日曜日受付も以下の日程で行います。

受付日	受付場所	受付時間
平成 30 年 11 月 25 日（日） 平成 30 年 12 月 9 日（日）	墨田区役所 2 階 21 会議室	午前 9 時 30 分～午後 3 時

※ また、以下の日程・場所にて出張受付も行います。

受付日	受付場所	受付時間
平成 30 年 11 月 22 日（木）	曳舟文化センター 2 階 第 1 会議室（京島 1-38-11）	午前 9 時 30 分～午後 3 時

※ 区外の認可保育施設の申込受付は、墨田区役所 4 階の子ども施設課入園係窓口のみで行います（区外へ転出する予定の方等）。申込締切日や必要書類を先方の自治体にご確認のうえ、日数に余裕をもってお申込みください。（郵送不可）

※ 区外にお住まいの方で区内の認可保育施設をお申込みする場合は、現在お住まいの区市町村でお申込みになります。区外からのお申込みはお時間がかかる場合がございますので、墨田区の申込締切日の 1 週間前までにお申込みください。

※ 電話・FAXでの申込受付は、行っていません。

※ 申込みの際は必要書類をすべてそろえてお申込みください。提出後、書類を審査し、確認事項がある場合は、勤務先やご自宅に連絡する場合があります。

※ 最終日は、例年大変混みあいますので、お早めにお申込みください。

※ 平成 30 年 12 月 4 日以降に生まれたお子様は、4 月入所の申込締切日が異なります。（裏面参照）

■4 月一次結果発表

平成 31 年 2 月上旬ごろ《予定》に、内定の有無に関わらず通知を発送します。電話でのお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

（1）内定した場合

入所（転所）までの手続き（面接日時等）については内定通知等でご確認ください。

※ 3 月中に面接・健康診断を受けてください。受けられない場合は内定が取り消しになります。

裏面もご覧ください

(2) 内定しなかった場合

4 月一次で内定しなかった方は、そのまま二次募集の対象となります。退所や内定辞退により空きが生じた保育施設について、再度、利用調整（選考）を行います（二次選考）。希望施設を追加・変更する場合は、「希望認可保育施設（希望園）変更届」を子ども施設課入園係にご提出いただくか、墨田区公式ホームページから電子申請（※事前登録が必要です。）をしてください。※電話による希望施設の追加・変更はできません。入所が内定した場合、電話でご連絡します（平成 31 年 3 月上旬ごろ（予定））。

※ 平成 30 年 12 月 3 日までに生まれたお子様は、平成 30 年 12 月 10 日までにお申込みください。平成 30 年 12 月 4 日以降に生まれたお子様の 4 月入所の申込締切日は、以下のとおりです。（平成 31 年 2 月 19 日以降に生まれるお子様は、4 月入所の申込みはできません。）

お子様の生年月日	申込みできる認可保育施設（0 歳クラス）	締切日（郵送不可）
平成 30 年 12 月 4 日から 平成 31 年 1 月 7 日まで	・満 3 か月以上受入可能園（平成 31 年 1 月 1 日までにお生まれの方に限る） ・生後 57 日以上受入可能園 ・生後 43 日以上受入可能園（保育ママを含む）	平成 31 年 1 月 11 日（金）
平成 31 年 1 月 8 日から 平成 31 年 2 月 4 日まで	・生後 57 日以上受入可能園 ・生後 43 日以上受入可能園（保育ママを含む）	平成 31 年 2 月 5 日（火）
平成 31 年 2 月 5 日から 平成 31 年 2 月 18 日まで	・生後 43 日以上受入可能園	平成 31 年 2 月 19 日（火）

ご確認ください！

- 郵送での申込みも受け付けています。（12 月 3 日消印有効）
詳細は、「平成 31 年用 保育施設利用申込みのご案内」をご参照ください。
- 「平成 31 年 1 月から 3 月までの保育施設入所希望確認書」は、すべての方にご提出いただきます。
1 月から 3 月までの入所を希望しない方にもご提出いただきます。1 月から 3 月までの入所を希望される方は入所希望月に○をつけ、希望施設もご記入ください。
年度内の空きは少数のため、入所は難しい状況にあります。予めご了承ください。
- 転所について
内定後は、内定を辞退して転所前の認可保育施設へ戻ることはできません。お申込みの際には、ご理解のうえお申込みください。
転所申込みを取り下げる場合は、締切日までに「保育施設利用申込取下げ届」をご提出ください。
- 希望施設を変更したい場合
お申込み後、希望施設を変更したい場合は、平成 30 年 12 月 10 日（月）午後 5 時までに、「希望認可保育施設（希望園）変更届」を子ども施設課入園係にご提出いただくか、墨田区公式ホームページ電子申請（※事前登録が必要です。）をしてください。※電話による希望施設の追加・変更はできません。
- 出生の届出前にお申込みされる場合
締切日直前のご出産で出生の届出がお済みでない方は、お申込みの際に、母子手帳（出産事実、出産日を病院が記載している部分）の写しや、出生証明書の写しを添付してください。
- 4 月に内定しなかった場合
申込書は平成 31 年 11 月 30 日（12 月入所選考）まで有効です。5 月以降に、希望する保育施設に空きが生じた場合、利用調整（選考）の対象となります。
- 申込み後、墨田区外に転出された場合
墨田区での申込みは無効になりますので、新住所地の区市町村に改めて入所の申込みをしてください。

問合せ先
墨田区福祉事務所子ども施設課入園係
〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20
電話 03-5608-6152
※平日 8:30~17:00（水曜日は 19:00 まで）

施設名 (公 立)	延長 保育	ク ラ ス 年 齢							計
		0歳		1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
		57日以上	6か月以上						
江 東 橋 保育園	○	3～6 6～9 合計で最大12名		10	1	0	0	0	23
江東橋保育園分園	○			7	0	0			7
横 川 橋 保育園	○		11	4	3	3	4(1)	1(1)	26
中 川 保育園	/		9	6	3	2	0	0	20
花 園 保育園	○			20	4	1	0	0	25
福 神 橋 保育園	/			7	3	6	2	0	18
文 花 保育園	/			15	3	2	0	0(1)	20
たちばな認定こども園	○	3	6	1	6	0	4	0	20
す み だ 保育園	/			10	2	4	0(1)	0(1)	16
八広認定こども園	/		12	4	4	5	0	0	25
東 駒 形 保育園	○			8	4	3	0(1)	0(1)	15
東あずま 保育園	○		9	6	3	2	0	0	20
おむらい 保育園	○		11	4	3	2	0	0	20
太 平 保育園	○			10	8	1	0	0	19
鐘ヶ淵北 保育園	/	3	9	3	3	2	6	0(10)	26
梅 若 保育園	○	3	6	6	3	2	3	0(2)	23
立 川 保育園	○			12	5	3	1	0(2)	21
中 川 南 保育園	/		9	6	3	2	1	0	21
寺 島 保育園	/			14	6	0	0	0	20
水 神 保育園	/			12	0	6	0	0(7)	18
しらひげ 保育園	/		9	6	2	3	2	0	22
公 立 計		112		171	69	49	23	1	425

施設名 （ 私 立 ）	延長 保育	ク ラ ス 年 齢							計
		0歳		1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
ナースリー 保育園	○	43日以上	10	0	0	1	0	0	11
育 正 保育園	▲	43日以上	9	6	1	0	1	2	19
こ ひ つ じ 保育園	■	57日以上	6	7	5	3	0	0(2)	21
わらべみどり 保育園	◎	57日以上	9	6	2	0	3(1)	0	20
わらべみどり保育園向島分園	◎	57日以上	3	6	3	6			18
本所たから 保育園	◎			9	3	6	0	0	18
すみだ中和こころ 保育園	◎	57日以上	6	4	1	0	0	0	11
両国・なかよし 保育園	◎	57日以上	9	11	0	3	0(1)	0(2)	23
小 梅 保育園	◎	57日以上	6	0	3	4	0	0	13
すみだ川のほとりに 笑顔咲くほいくえん	■	57日以上	6	5	1	0	0	0(1)	12
グローバルキッズ押上園	△	57日以上	9	9	0	2	0	0	20
まなびの森保育園錦糸町	■	57日以上	6	6	0	1	0	0(1)	13
すこやか錦糸 保育園	◎	43日以上	12	0	0	0	0	0(1)	12
の び の び 保育園	◎	43日以上	8	0	0	1	0(1)	0(1)	9
両国すきっぷ 保育園	◎	57日以上	9	1	0	0	0	1	11
あい・あい保育園錦糸町園	○	3か月以上	6	0	1	0	0	0(3)	7
ういず東駒形 保育園	◎	57日以上	6	2	2	2	0(1)	0(3)	12
ベネッセ菊川北 保育園	◎	57日以上	6	5	0	0	0	0(1)	11
小学館アカデミー ひきふね駅前保育園	○	57日以上	9	1	0	0	0	0	10
チェリッシュあおぞら 保育園	○	57日以上	6	3	0	3	0	0	12
アスク両国 保育園	◎	57日以上	6	4	1	0	0	0(1)	11
向島ひまわり 保育園	◎	57日以上	6	4	3	3	0	0(2)	16
じょうえん曳舟 保育園	◎					15	0(2)	0(2)	15
アウトピア 保育園	◎			6	0	0	0	0(3)	6
そらまめ保育園 すみだ横川	△	3か月以上	6	6	6	2	10	22	52
ひらがなのツリーほいくえん	◎	57日以上	6	4	1	0	0(1)	0(11)	11
キッズガーデン墨田八広	◎	57日以上	12	3	0	5	0(1)	0(15)	20
日生曳舟駅前保育園ひびき	◎	57日以上	6	2	2	2	0	0(9)	12
石原ここわ 保育園	○	57日以上	6	4	0	0	0(3)	0(9)	10
まなびの森保育園曳舟	◎	57日以上	6	5	1	1	0	0(12)	13
わらべ向島 保育園	◎	57日以上	6	0	0	11	1(1)	0(10)	18
うれしい保育園八広	◎	57日以上	9	4	2	0	0(2)		15
墨田みどり保育園 分園	○	8か月以上	3	15	0	2	0(2)	0(20)	20
にじいろ保育園向島	◎	57日以上	5	4	1	5	10(5)	10(5)	35
（仮）まなびの森保育園八広	◎	57日以上	6	11	12	13	13	13	68
（仮）アスク緑 保育園	◎	57日以上	6	9	10	11	12	12	60
グローバルキッズ八広園	◎	57日以上	6	12	12	12	14	14	70
（仮）たんぼぼ保育園八広園	◎	57日以上	9	10	12	15	15	15	76
（仮）キッズガーデン業平	◎	57日以上	9	12	12	13	13	13	72
（仮）キッズガーデン墨田八広駅前	◎	57日以上	6	10	11	12	12	12	63
さくらさくみらい東向島	◎	57日以上	6	9	10	15	7	7	54
（仮）あい・あい保育園石原園	◎	3か月以上	6	10	11	11	11	11	60
私 立 計			368	302	151	203	126	132	1282
合 計			552	535	237	263	153	134	1874

※ [延長保育]欄の記号は、○⇒午後7時15分まで、◎⇒午後8時15分まで、△⇒午後9時15分まで、■⇒午後10時15分まで、▲⇒午前6時15分から午後9時15分まで行っていることを表します。なお、延長保育の申込みは、入園内定後となります。

※ () で表示されている数は平成30年11月入所選考時点での空き人数です。平成30年11月から31年3月までの間に入園がない場合、平成31年4月入所の募集数に追加されます。

31年4月（小規模保育所・家庭的保育者）定員・募集数 一次

	施設名 保育者氏名	住 所	利用可能時間	土曜 保育	自園 調理	受入可能 月齢	利用 定員	募 集 数		
								0歳	1歳	2歳
小規模 保育所	ぶどうの木保育室	東駒形4-4-8-1F	7:15～19:15	○	○	6か月以上	15	1	0	
	八広ぶどうの木保育室	八広6-37-5-1F	7:15～19:15	○	○	6か月以上	15	2	0	
	チェリッシュ曳舟	京島1-36-1-1F	7:15～19:15	○	○	3か月以上	19	6	0	1
	あい・あい保育園小村井園	立花5-24-11-1F	7:15～19:15	○	○	3か月以上	19	3	5	0
	ちゃのま保育園	横川4-9-8-1F	7:15～19:15	○	○	3か月以上	19	3	3	4
	キャリア保育園東向島	東向島5-36-10	7:15～19:15	○	○	生後57日以上	18	3	4	1
	じょうえん第2保育園	京島1-6-6-105	7:15～19:15	○	○	生後57日以上	12	6	0	
	じょうえん第3保育園	京島1-6-6-106	7:15～19:15	○	○		18			12
	未来っ子保育園東向島園	東向島5-18-1-1F	7:15～19:45	○	○	3か月以上	19	6	0	1
	墨田わんぱく第一保育園	緑4-2-8先	7:15～20:15	○	○	3か月以上	19	3	13	
	墨田わんぱく第二保育園	緑4-2-9先	7:15～20:15	○	○		19			3
	鈴木 まり子 (かあかん家保育室)	八広3丁目	8:00～17:30		○	生後43日以上	5	1		
	海野 礼子 (うーま保育室)	墨田2丁目	7:15～18:15 080-5505-5882	○	○	〃	4	0		
	情野 明美 (AKEN保育室)	向島2丁目	8:30～17:00 03-5608-3108			〃	4	2		
	日向 明子	緑3丁目	8:30～17:00			〃	2	0		
	小池 まゆみ (なのはな保育室)	錦糸1丁目	8:30～17:00			〃	2	0		
	山田 雅子	押上1丁目	8:30～17:30			〃	2	1 ※平成32年3月31日で保育室終了のため 0歳児・1歳児は同意書必要		
	長谷山 嘉子	立花1丁目 ※転室予定（立花周 辺、時期未定）	8:00～18:00	○		〃	2	0		
	山本 加代 (加代ママ保育室)	東向島2丁目	8:30～17:00 090-1041-4282		○	〃	5	0		
	石山 好子 (めだか保育室)	押上3丁目	8:00～17:30 080-4650-8943		○	〃	5	3		
	山木 輝美 (はじめのいーほ保育室)	京島3丁目	8:30～17:00 090-8882-2739		○	〃	5	2		
	池上 晶世	東向島3丁目	8:00～17:00		○	〃	2	2		
	岸本 貴子 (つつみ保育室)	東向島4丁目	8:00～18:00	○	○	〃	5	1		
	古保 満子 (古保保育室)	京島1丁目	8:30～17:00			〃	3	0		
	向井 千秋 (ほいくしつちあき)	東向島1丁目	8:30～17:00 080-4878-2202			〃	3	2		
	梅村 たまみ (梅村保育室)	緑2丁目	8:30～17:00 090-3439-5868			〃	4	0		
	渡辺 ちか子 (ほいくしつ渡辺)	亀沢3丁目	8:00～17:30			〃	4	0		
	花島 史葉 (花島保育室)	向島3丁目※平成31 年10月頃まで仮保育室 (向島4丁目)	8:30～17:00 090-1546-6337			〃	5	1		
	宮路 真知子 (宮路保育室)	東駒形1丁目	8:30～17:00			〃	2	2 ※平成32年3月31日で保育室終了のため 0歳児・1歳児は同意書必要		
	鈴木 恵美 (そらいろ保育室)	京島2丁目	8:30～17:00 03-6322-9991			〃	5	1		

※ 募集数は0と表示されていても、在園児の退所・転所等により変わることがあります。

※ 家庭的保育者は、個人の家等で行っているため、保育室の見学を希望される方は、まず子ども施設課保育係までお電話ください。保育係から家庭的保育者に連絡した後、家庭的保育者から改めてお電話します。ただし、利用可能時間の下に電話番号を記載している家庭的保育者に関しては、その電話番号で直接見学の申込みができます。12：00～15：00の間にご連絡くださると助かります。この時間帯以外はつながりにくい場合がありますので、ご了承ください。

※ 家庭的保育者の定年等の事情により、1年または2年のみの在室となる場合があります。同意書が必要な家庭的保育者を希望する方は、お子様の年齢をご確認の上申込み書類と一緒に同意書の提出をお願いします。なお、保育室終了時点でクラス年齢が0・1歳である場合は、調整指数の条件番号13（P18参照）の対象とはなりませんのでご注意ください。

平成 31 年【認可】保育施設利用申込みにおける利用調整基準の主な改正点について

墨田区子ども施設課

※ 番号は「保育施設利用申込みのご案内」の番号

1 調整指数

条件番号 21 について、これまで育児休業対象のお子様だけの加点でしたが、兄弟姉妹で同時申込みをした場合（条件番号 16 に該当する場合）、育児休業対象のお子様以外の兄弟姉妹も加点対象となります。

なお、転所の場合は、加点対象となりませんので、ご注意ください。

2 優先順位

順位 5 について、これまで対象を区内の認可保育施設に勤務する保育士、保育教諭又は学童クラブに勤務する学童クラブ指導員としていましたが、国の方針である保育人材の確保・待機児童解消策に則り、区外勤務の場合も対象とします。

また、認証保育所等の認可外保育施設で保育士として勤務する場合も対象となります。

平成 31 年【認可】保育施設利用申込みにおける 利用調整基準の主な改正点（新旧対照表）

※ 番号は「保育施設利用申込みのご案内」の番号

【調整指数】

条件番号	改 正 前	条件番号	改 正 後
②①	各申込み締切時点で、保護者が産後休暇または育児休業を取得している場合で、復職を予定しているとき。（条件番号 18 に該当するものを除く。） ＜調整指数 2 点＞	②①	各申込み締切日時点で、保護者が産後休暇または育児休業を取得している場合で、復職を予定しているとき。（条件番号 18 に該当するものを除く。）なお、条件番号 16 に該当する場合、育児休業対象児童以外の児童にも適用する。＜調整指数 2 点＞

【優先順位】

順位	改 正 前	順位	改 正 後
⑤	保護者が保育士もしくは保育教諭として、区内の保育施設に月 120 時間以上勤務している場合、または区内の学童クラブにおいて児童の育成に従事する者(学童クラブ指導員等)として月 120 時間以上勤務している場合	⑤	保護者が保育士もしくは保育教諭として、月 120 時間以上勤務している場合、または放課後児童支援員として月 120 時間以上勤務している場合

※ 詳細については、「平成 31 年【認可】保育施設利用申込みのご案内」を御確認ください。